

古代東国の交通網

—大和王権の道—

雨宮 龍太郎

小論では6・7世紀に大和王権が東国に設定した二つの重要な交通路を論じる。これらの路線を設定し保安維持することを通して、大和王権は東国に対して本格的に介入することが可能になった。そのルートの復原にあたっては、従来本シリーズが採用してきた古墳間をつないで路線を復原するという方法は通用しない。一般的に6世紀後半から7世紀初頭までに、東国の群集墳は最盛期を迎える。その動向をとらえて東国主要道を復原したのであるが、それはあくまでも在地勢力の主要道である。大和王権が企図したルートは、それとはまったく無関係であり、別途なコースをたどっている。その復原方法は、従来のように具体的に示すことはできない。それは、古墳分布から推定される軌道とは異なり、可視的な手がかりを求められないからである。したがって、客観性・確実性という点では、従来の方法に比べて見劣りがするかもしれない。その方法とは政治史の枠組みの中で交通史を考察すること、交通史をそれ自体としてではなく、政治史の一分野として広い視野の中で相対化していく作業である。それを通して交通史は趣味的で狭小な特殊分野から脱却し、史学の王道としての政治史の一分科へ組み込まれるであろう。本論では第一に大和王権の東国遠征と、第二にそれに続く国造制の変容を論じ、第三にそれらに付随する地方制度上の新制としての評制の整備過程を取り上げる。第四にこれらの政治史的考察をふまえて、現地東国に関わる断片史料を収集し、関連する考古資料とつぎ合わせて、東国の王権道路を具体的に復原してみたい。

I 6世紀後半の東国政治史

1. 常総の擾乱

『続日本後紀』承和2年(835)3月辛酉条に次のような改姓記事がある。

下総国人陸奥鎮守將軍外従五位下勲六等物部匡璠連熊猪、連を改め宿禰を賜ふ。又本居を改め左京

二条に貫附す。昔物部小事大連、天朝を錫節し、出て板東を征す。凱歌して帰報し、此の勲功を藉り、下総国に於いて始めて匡璠郡を建つ。仍て以て氏となすことを得しむる。是れ則ち熊猪等の祖なり。

記事の構文は前半と後半に分かれる。前半は物部匡璠連熊猪が改姓され、京内に移貫された事実を記し、後半は本来その理由が述べられるのだが、熊猪の先祖の功業が記されるにとどまっており、本人の改姓の理由にはなっていない。もっとも、その詮索をする余裕はなく、小論にとって重要なのは後半部分なので、ここではその史実性を確認しておこう。

後半の主旨は物部小事大連が錫節して、坂東を征服し、下総国匡璠郡を建てたという内容である。ここでいう「錫節」とは、大和王権から遠征使節の手形(しるし)を戴くというほどの意味である。この中には物部小事の活動時期が知れば、時代を異にする二つの事柄が含まれていると考えざるを得ない。すなわち坂東を征服することと、下総国匡璠郡を建てたこととは明らかに別件となるのである。

物部小事は『先代旧事本紀』の「天孫本紀」によれば、物部木蓮子連の弟で、木蓮子は安閑天皇に妃を入れた実在の人物である(『日本書紀』安閑元年3月戊子条、今後はたんに『書紀』と表記する)。したがって、小事の実在性もきわめて高い。そのことは小事の坂東遠征も、史実として認めてよいのではなかろうか。かれが活躍した地域は『後紀』にあるとおり、後世の下総国匡璠郡であったろう。小事が活躍した年代は、木蓮子の弟であることから6世紀後半の早い時期に収められよう。とすれば、小事の事績と大化以後に促進された建評政策とは直接にはつながらぬ。そこには史書の記事に見うけがちな短絡性を認めざるを得ないが、改姓された熊猪の系譜を復原すれば、物部連小事—〇〇〇〇—物部匡璠連熊猪となり、この中間に位置する姓氏不明者が下総国匡璠郡(評)を建て、それを

契機に物部連から物部臣連に改姓されて熊猪に至ったのであろう。そのことから熊猪は臣連郡の譜代郡司一族であったと思われる。

以上の論述から6世紀後半の早い時期に大和王権が物部連を派遣して東国の下総に侵攻したことが明らかになったと考える。この遠征の具体的な対象はだれであり、行軍がどのようなコースをたどり下総国を侵略し、それが房総全域にどれほどの影響を与えたかについては後論で考察するとして、以下ではしばらくこの事件が呼び水となった東国在地の国造制の変容について考えてみたい。国造制の変容の発端となるのは、崇峻2年(588)の近江臣満等の東方諸方面への巡察行であるが、小事等の坂東遠征とはおそらく20~30年の隔たりがある。残念ながらこの間の状況を語る史料に恵まれず、二つの事件の関連を具体的に考察することは不可能である。それ以後の関連史料の流れから、あえて推測をたくましくすれば、坂東遠征以来20~30年をかけて、大和王権は後世の下総国臣連郡周辺の旧弊な諸支配関係を清算して国造制の再編を行い、東国の諸他の地域に先駆けて王権に忠順な部姓国造を創出した。その具体相は後述するところであるが、一連のこの事件が、6世紀末と思われる相模・武蔵地域における同様の改革の先行モデルとなったと考えられる。

2. 国造制の変容

大化元年(645)8月庚子、東方八道に赴任した「東国等国司」を朝廷に招集して、有名な詔が発せられた(『書紀』による、以下ことわらないかぎり同じ)。その内容は

- ①任地の人民の戸籍の作成
- ②田畑の調査
- ③藪池水陸から生じる利益の百姓との共有
- ④他人の財産を理由なく徴収しない
- ⑤上京の際の従者は「国造・郡領」にかぎり、多くの百姓を従えることは禁止する
- ⑥元来「国造・伴造・縣稻置」の家筋でない者が、そのように詐称する場合は、真偽を確認してから上申する
- ⑦広閑地に兵庫を造り、「国郡」の刀・甲・弓・矢を収納する。ただし辺境や蝦夷と境する所では、兵器の数量を調べてから、本主に仮授する

というものである。その後、朝廷はかれらの勤務状況を、現地に朝集使を派遣して監視した。その結果、大化2年(646)3月辛巳には違詔罪に問われた国司が、

以下のように実名で公表されている。

- ・穂積臣昨は官の勢いによって戸毎に公私の物資を求め取った。その介である富制臣と巨勢臣紫檀は上司の不正を止めなかった
- ・巨勢徳禰臣は百姓の戸毎に物資を求め取り、さらに田部の馬や国造の馬を奪った。その介である朴井連と押坂連は上司の不正を糾さず、上司とともにその利益を享受した。部下の臺直須彌ははじめは上司を諫めたが、やがてともに不正をはたらいた
- ・紀臣麻利耆柁は朝倉君と井上君の馬を牽き来させて鑑賞した。また朝倉君に刀を作らせたり、その弓・布を奪った。さらに国造が一括して送り寄こした兵器類を本主に戻さず、国造に伝領した。そのうえ、任国や倭国で自分の刀を盗まれた。その介三輪君大口・河辺臣百依にも責任がある。
- ・阿曇連(欠名)は和徳史が病になった時、国造に命じて官物を送らせた。また湯部の馬を奪った。その介膳部臣百依は官牧の牧草を私蔵し、さらに国造の馬を他人の馬と勝手に取り替えた。
- ・大市連(欠名)は菟礪の住民の訴訟を聞き、中臣徳の奴の事件を裁いた。
- ・涯田臣(欠名)は倭国で自分の刀を盗まれた。

こうした「国司」たちを受け入れた在地の国造の中にも、詔に違反して、賄賂を国司のもとに贈り不正な利益を分けあっていたことが指摘されている。

さて、以上延々と『書紀』の記事を意識引用したが、ここで注目したいのは、派遣された「国司」と在地の国造との、赤裸々に具体的な関係描写である。

もう一度派遣された「国司」に与えられた7か条の使命についてふり返ってみよう。重要な点は二つある。第一に、それが「国司」に関わるものであれ、国造に関わるものであれ、在地行政体の範囲や領域について、まったくふれられていない点である。このことは、派遣先が「東方八道」と明記されている以上、各「国司」の担当領域はすでに決められていたのであろう。その領域が律令制下の「国」に等しいとは、後述することから軽々に判断できない。ここではしばらく留保して話を進めよう。さてその領域内には、複数の国造が所管されていたことが想像される。その国造たちにも、今回の「国司」派遣の件は事前に通達されていたものと考えられる。ここにひとりの「国司」に対する複数の特定の国造たちが対応する特殊な政治関係が発生する。第二の重要点は、「国司」に与えられた7か条

の使命は、この特殊な政治関係をとおしてのみ遂行されるという点である。7か条のうち最重要なのは①・②条である。領域内の人口と沃野の正確な分布が知れば、領域内を線引きして、同様規模の複数評を編出する根拠が与えられる。そして⑥条は、近い将来の評督選考の一過程であろう。この7か条の全条が、「国司」単独では実行不可能で、在地の実情に詳しい国造との共同作業を経なければ実現しないことは明らかである。すなわち、国造が動かなければ「国司」の使命は達成されないというわけだ。派遣された「国司」が在地で引き起こす数々のトラブルの中には、国造がらみの件が少ないのも肯けるところである。

ここから「国司」と国造の当時の関係についての具体的な考察に入る。さきに掲げた違詔罪の中から国造関係を抽出すると、

- a 巨勢徳禰臣は国造の馬を奪った
 - b 紀臣麻利耆柁は国造から一括して送られた兵器類を本主に戻さず、国造の伝領を許した
 - c 阿曇連（欠名）は病気の和徳史へ、国造に命じて官物を送らせた
 - d 阿曇連（欠名）は国造の馬を他人の馬と勝手に取り替えた
 - e 国造の中には「国司」へ賄賂を贈るものもあった
- これらの事例からは、「国司」に対する国造の卑小・劣弱さが目立ち、唯一 b例のみがおそらく賄賂を使って不正な利益を得たものであろう。「国司」対国造の関係において、「国司」が圧倒的優勢に立っていることが明瞭にうかがえる。その関係はすでに、律令制下の国司と郡司の关系到限りなく近づいているといえ、国造はこの時点で、善良な末端地方官吏の趣をたたえている。国造の「国司」への対応ぶりをみれば、今次の派遣で国造が大和国家に対して従来の態度を急変して、順応的になったとは考えられない。もしそうならば、国造たちの反逆や不正が記事に載せられてしかるべきであり、なにより国造層を平伏させるための、兵力や軍事的エピソードがあってもよい。しかしこうにそうではなかった。「国司」たちは違詔罪にひっかかりながらも、大半は順調にその使命を成し遂げたと考えられるのである。つまり、国造はこの時点では、すでに地方官僚化を遂げていたとみるほかはないのである。それでは「国司」すなわち大和王権の地方派遣官と、在地国造とのこうした明瞭な上下関係はいつ頃発生したのだろうか。この問いに答える前に、比較対照する意味で、一昔前の国造の姿を確認しておこう。

5世紀後半から6世紀前半にかけて、大和王権は相次ぐ地方の叛乱や騒擾に苦しめられる。これらの事件の多くは国造層が関与したものである。以下に列挙しよう。

・吉備下道臣前津屋（或本に国造吉備臣山）は、小女を「天皇」、大女を自分に見立て闘わせたが、小女が勝つと彼女を殺した。また、羽根を切りむした小雄鳥を「天皇」、蹴爪に鈴・金をつけた大雄鳥を自分に見立て闘わせたが、小雄鳥が勝ったので、また殺してしまった。これを聞いた「天皇」は物部兵士30人を派遣して、前津屋とその一族70人を誅殺した（雄略7年（462）8月条）。

・伊勢の豪族朝日郎が原因不詳の叛乱をひき起こし物部菟代宿禰・物部目連が派遣され、伊賀青墓における二日間の戦いの末、これを鎮圧した（雄略18年（473）8月戊申条）。

・雄略の崩御後、雄略婦人の吉備稚媛とその子星川皇子は皇位篡奪を試みたが、大伴室屋大連に討ち取られた。皇子の外戚である吉備上道臣は、船師40艘を整え皇子の救援に向かったが、途中皇子の憤死を聞いて引き返した。上道臣はその罪を問われ、領有する山部を奪われた（清寧即位前紀＝雄略23年（478））。

・筑紫国造筑紫君磐井が、新羅征討途上にあった近江毛野臣軍を阻止して、大和王権に叛逆した。翌年、王権は大連物部鹿火を大將軍に立てて、筑紫三井郡での交戦を経て磐井を斬殺した。磐井の子葛子は、連座をおそれて糟屋屯倉を献上した（継体21年（527）6月甲午～22年12月条）。

・武蔵国笠原直使主と同族小杵は、国造職をめぐる経年争っていた。小杵は上毛野君を後ろ盾にして使主を殺そうとしたが、使主は大和王権に訴え出たため、小杵は大和王権によって殺され、使主は国造に任命された。使主は感謝して、横滄・橘花・多氷・倉櫟の四屯倉を献上した（安閑元年（531）閏12月是月条）。

ここに収めた争乱は厳密に言えば、雄略期とそれ以後の継体・安閑期を区別すべきである。王権が安定し、支配領域を拡張しつつあった雄略期と、王位継承に問題が生じ、大和進出に手間取ったり、ごく短命政権に終わった継体・安閑期では、政権の本質が異なっており、同じく地方における争乱といっても、政権との関係において意味するところは、おのづから異なってくるからである。ここでは、その問題を指摘するだけにとどめて先を急ぎたい。

さて、上例中の吉備臣は雄略と姻戚関係を結んでお

り、たんなる地方豪族以上の存在である。また伊勢の朝日郎は伊賀青墓で決戦していることから、支配領域の広範性がうかがわれ、国造クラスの実力を擁していたと考えられる。筑紫国造磐井は、火・豊二国を支配した上での王権に対する叛乱である。武蔵国造事件は上毛野君を中心にみるべきで、毛野を治めた上毛野君が武蔵に触手を伸ばそうとしたところ、大和王権に妨害された結果となっている。こうした事例から抽出される国造のイメージはいかなるものか。国造の中には吉備臣のように王権と外戚関係を持つものもあるが、その一般的な傾向は、上毛野君や朝日郎のように、支配領域をつねに拡張しようとする意欲と実績であり、そのある段階における達成者が、九州北部を事実上領有した筑紫国造であろう。磐井が叛乱するにあたり、新羅が貨路を贈ってきたという『書紀』の記事は、磐井と新羅の間に常時外交関係が成立していたとみなすこともでき、抗戦が長引けばそこに新羅が介入して、筑紫国造・新羅連合対大和王権という国際紛争の可能性さえ秘めていた。大和王権はこのような国造領の過度な膨張に対して、派遣軍を投入して武力で弾圧し、一方の国造は、それに対して真正面から抗戦を挑むのである。

5世紀後半から6世紀前半におけるこうした国造の膨張主義と、さきに考察した7世紀中葉における国造の、大和王権からの派遣官に対する卑屈ともいえる対応ぶりを比較してほしい。その意識や行動において、両者間には大きな落差が生じていることが明瞭に読み取れるであろう。国造は明らかに、一部民の供出等一定の負担を除外して一ほぼ独立した領域の主権者から、大和王権の息をうかがう忠実な地方官僚へと変化しているのである。その転機を探る手がかりは、部姓国造の普遍化にあるらしい。

3. 部姓国造の簇生

部姓国造は東国においてとくに顕著な普及を示しているため、それについて考察しよう。もっとも厳密に言えば、部姓国造という表記は正しくなく、その多くは部の下に直や造の姓が付された国造をいう。すなわち在地の部民を支配し、中央政府に資料を送ったり、部民を上番させていた伴造を兼ねる国造を指す。この現象に注目するのは、その発生や普及が6世紀後半から7世紀初頭に集中しているとみなされるためである。ここで取り上げるのは、舎人部・壬生部・丈部である。これらの新設された部に共通するのは、大王を

中心とする大和王権中枢の権力集中の強化であり、それは朝廷を構成する蘇我氏をはじめとする中央諸貴族との隔絶を狙ったものであって、王家一族の専制化を促進する一過程とみなすことができる。国造は大化改新を経て郡司層に転身した。もちろん令制郡の数は国造数を上まわるので、郡司のすべてが国造の末裔というわけにはいかない。しかし、大化前代の国造姓氏は残存例が少ないので、以下の考察では主として郡司層のそれから旧国造の姓氏を推定している。

舎人部については、国造の子弟を舎人に点定し、中央に上番させて大王をはじめとする王親の親衛軍を構成したとする井上光貞氏の説があって、その出身地が以下にみるように東国に偏ることから、王親勢力の軍事的基盤を東国に求めている¹⁾。東国を中心にその内訳をみれば

檜隈舎人部（清寧）	遠江・武蔵・上総
金刺舎人部（欽明）	駿河・信濃
他田舎人部（敏達）	駿河・信濃

があげられ、檜隈舎人部は早いほうであり、他は6世紀中葉から後半に設定されている。この制度は従来大和王権から半ば独立的に政治的・軍事的に活動してきた国造の子弟を朝廷に上番させ、王親身辺の雑用や警護に就かせたもので、その間に中央貴族を介入させずに親王権教育を施して、成人後は地元に戻り国造に就任させて、地方における懐柔政権を作り出すという画期的な政策であった。国造の官僚化の第一歩とみてよい。

壬生部は推古15年（606）に新設され、従来履中の伊波礼部、反正の蝮部等のように、大王や王子の各人的な資養機関として設定されていた過去の名代や子代を、その相続関係を清算して、一括して上宮王家（厩戸皇子）に付属せしめた制度である²⁾。それによって、名代・子代を事実上私民化していた中央伴造氏族の縁を断ち切って、上宮王家の経済基盤が著しく向上したのである。壬生部は東国に重点的に設置されており、とりわけ令制東海道に偏在し、東山道には確認されないのを特徴とする。在地における伴造には国造が指定され、多くは壬生直を姓とする。その内訳は以下に示すとおりである。

駿河国	駿河郡	壬生直佐陀理
相模国	大住郡	壬生直広主
	高座郡	壬生直黒成
武蔵国	男衾郡	壬生吉士福生
	甘楽郡	壬生公郡守

常陸国 行方郡 壬生主足人
茨城郡 壬生連磨（国造）
那珂郡 壬生直夫子（国造）

丈部（はせつかべ）は駆使（はせつかい）にその原義をたどることができ、従来そのまま令制の駆使丁に跡づけられていたが、佐伯有清氏によって令制使部に引き継がれることが明らかとなった³⁾。令制使部は官内雑事に使役される下位官位者の子弟で、身材劣弱か文算を知らない者が配属されている。要するに丈部は下級官司の雑用係であったが、令制の定員配置をみると衛門府・衛士府・兵衛府等、その多くが軍事関係の官司に配属されている。そのように中央で駆使される丈部を在地から送り出したのが丈部姓の国造である。東国におけるその内訳は

遠江国 佐益郡 丈部塩麻呂
相模国 足上郡 丈部人上
武蔵国 足立郡 丈部直不破麻呂
横見郡 丈部直
多摩郡 丈部山継
上総国 周准郡 丈部果安
天羽郡 丈部石万呂
下総国 印旛郡 丈部直牛養
常陸国 筑波郡 丈部直佐弥万呂
下野国 那須郡 丈部益野

となっている。その分布は壬生部と同様に、ここでも東山道ではなく、東海道に偏在していることが明瞭である。このほかに、『書紀』には記されないが、丈部は東国においては中央の阿倍氏が伴造となって、東北地方の植拓事業に動員されている。丈部の設置時期は、史料に明記されないので不明というほかない。しかし、丈部の後裔たる令制使部の主たる配置先が、大王身辺や後宮等の王権身内的ないわゆる内廷ではなく、衛門府・衛士府・兵衛府等の外廷警護であったことは、その成立が推古朝にピークを迎える官司制⁴⁾の成熟に伴う施策であったことが想定できる。とすれば、丈部は壬生部と同様に東国の有力豪族層を足がかりとした一阿倍氏とは確執があるもの一大王一族の権力伸張の一枝とみなすことができよう。

こうした壬生部・丈部設置の実現は、蘇我氏に対抗する厩戸皇子の政治力に与かるところがあったが、実はそれ以上に壬生部を設定するための国造をはじめとする在地の有力豪族層との交渉が大きな鍵を握っていたと思われる。大和王権はこれらの在地伴造を任命するにあたって、在地有力豪族を壬生直・丈部直として

伴造化したのだが、その対象者には複数のパターンが考えられる。第一に既成の国造があげられるが、大和王権に反旗を翻すほどの強大なものではなく、当初から王権に従順な中小の国造であったろう。第二として伴造化するとともに、新たな国造として取り立てた場合である。これにはさらに二通り考えられ、第一に既成の国造の統治圏外にあつて、同時に大和王権からもそれまで孤立していた豪族であり、第二には既成の国造の支配下にあつて政治的・経済的に成長しつつあった新興の有力豪族を任用したことが想定できる。このうち、問題を潜在させているのは最後のケースである。この場合、既成国造が従来手にしていた支配領域の一部、支配領民の一部が切り離されることになり、その支配管理者として従来国造の統制下に服していた新興豪族が、大和王権に対しては自分と同じ国造として対等に取り扱われることになるからである。当然のことながら、大和王権のそうした中央専制的な行為は、国造領内に矛盾を引き起こし、新興国造が既成の国造との間に重大な軋轢を生じる。その軋轢から発展する大なり小なりの武力的闘争に備えて、大和王権は勅命を伝える「国司」（くにのみこともち）だけにとどまらず、相応の軍団も海路東国へ派遣したのではないだろうか。

4. 大和王権の東国政策

前節では欽明朝から推古朝にかけての6世紀中葉から7世紀前半に、大和王権が舎人部・壬生部・丈部の設置をとおして、東国に本格的に進出していった事情を考察した。とくに推古朝における壬生部・丈部の場合は、東国の中でも東海道筋に重点が置かれていたことは興味深い。ここでは、東国を含む在地国造が大和王権の官僚体制に組み込まれていった表象や事例を確認してから、国造官僚化がもたらした地方制度の変化を考えてみたい。

(1) 国造の官僚化

まず大王が不特定多数の臣下に、新政策等を宣言する詔（みことのり）を発する際の呼びかけ言辞の変化を『書紀』から探ってみよう。最も一般的な表現は、対象を表現せずにたんに「詔して曰く」とするもので、新旧の別なく見いだすことができるので（例：安閑2年正月壬子条、大化2年3月甲申条）、除外しておく。すると、対象が表現されるようになるのは、以下のように用明朝以降である。

用明2. 4丙午 群臣に詔して曰く
崇峻4. 8庚戌朔 群臣に詔して曰く

推古13. 4辛酉朔 皇太子・大臣及び諸王・諸臣に
詔して

大化2. 2戊申 集侍る卿等・臣・連・国造・伴
造及び諸の百姓に詔たまはく

対象表現が異なっている、その内容は大王の臣下全体を包括したものである点では変わりはない。一見して明らかなように、変化の転機は推古朝にある。それまでは群臣という漠然とした表現から一転して、諸身分を具体的に連記しているのである。そのことは、推古朝において、臣下たる諸身分の支配管理方式が精緻になり、多様性を帯びてきたことを反映している。そこで推古朝と大化期を比較すると、かなり出入りがあるが、大化期には国造が含まれるが、推古朝ではそれが見られない点が注意される。というのも、国造がその中に含まれるということは、国造が大王の臣下となり、大和王権の官僚化をとげたことを明示しているからである。

それでは推古朝では、国造はまだ大王の臣下にはなっていないのだろうか。そうではない史料が2点ある。いずれも同時代史料としては問題が含まれているのだが。その一つは、12年(605)4月戊辰条に記された憲法十七条の一部である。その第12条に国司・国造は在地農民に規定以上の収奪をするな、とうたっている。この時点での「国司」は大いに問題があるので、それを取り除くと国造が主体となる。すなわち、国造が大和王権から請け負って、なんらかの税を支配領民から徴収していたことがこの文脈から明らかになる。その二つは、28年(628)是歳条に厩戸と蘇我馬子が「天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等本記」を編纂したとする記事である。この中で天皇と公民は書紀編者の造作であろう。天皇は大王、公民は王民という語句に置き換えれば、信頼するに足る。というのも、皇極4年(645)の改新クーデターの直後、蘇我本宗家滅亡の時に、船史恵尺が火中からその中の一巻である「国記」を取り出して中大兄に献上した史実があり、該当する書物があったことは否定できないからである。「臣連伴造国造百八十部」なる謂方は、国造が臣連伴造とともに、大和王権の忠実な官僚に位置づけられていることを示唆している。

国造が大和王権の忠実な下僕となった徴証は、朝鮮半島への派遣軍の構成にもみてとれる。もともと国造はその支配領域を維持・拡張するために、領民から構成される国造軍を保有していた。朝鮮半島へも吉備臣・上毛野君・筑紫国造・倭国造・播磨直・筑紫火君・紀

国造等、西日本を中心とする国造が国造軍を率いて出兵している⁵⁾。しかしその出兵のあり方は、火葦北国造が大連大伴金村と主従関係を結んでいたように(敏達12年是歳条)、多くの国造層は中央大族の命令のもとに動いていたと推定される。そして大伴金村が任那割譲問題の責任をとって引退したように(欽明元年9月己卯条)、当時の朝鮮出兵は大和王権の国家的意志というよりも、大連・大臣クラスの執政官の専断に発していた形跡がうかがわれるのである。ちなみに大伴金村は軍事・外交権、蘇我馬子は財政を掌握していたであろう。

その体制に変化が生じたのは欽明23年(561)のことである(欽明23年8月条)。大伴狭手彦が大將軍に任じられ、兵数万を率いて百濟救援のため高句麗を討伐すべく渡海した。これ以後半島への外征軍の主将には、すべて(大)將軍職が賜与されている。將軍職はそれ以前の任命者が定かでない主将とは異なり、大和王権の総意としての国家意志が含み込まれている。この違いは大きく、おそらく大伴金村の失政から教訓を得て、欽明自身が英断したものだと思う。それまでの執政官主導の軍事・外交権が、大王直轄の指揮下に組み込まれた意義は大きい。その流れは推古朝の王族將軍の誕生によってピークを迎えるであろう。推古10年(601)に編成された新羅に対する外征軍では、厩戸皇子の異母弟来目皇子を將軍に据えて、諸神部・国造・伴造等の軍衆二万五千人が整えられた(推古10. 2月己酉朔条)。その中に国造が含まれていることは見落とせない。国造はこの時点で、王権が興行する外征軍の一部として、官僚化され下僕として、国造軍を従えてその一員に参加することを余儀なくされているのである。

以上、国造が在地君主から大和王権の地方官僚に転身するいきさつを考察してきたが、その時期は欽明朝後期から推古朝前期、すなわち6世紀後半から7世紀初頭に求めることができる。

(2) 東国行政の変革と軍事行動

前節では、国造が遅くとも推古朝の時点までに、伴造を兼ねることを通して大和王権の地方官僚に変身していたことを論証したつもりである。ここではその結果、大和王権の地方政策、とくにその東国政策がどのように推移していったかを考えてみたい。

『書紀』等から関連記事を列記してみる。

① 崇峻2(588)

近江臣満を東山道に派遣して蝦夷との国境を觀

る。宍人臣鴈を東海道に派遣して東方海浜諸国の境を
観る。阿倍臣を北陸道に派遣して越等諸国の境を観る。

②推古15 (606)

壬生部を定む。

③同年

国毎に屯倉を置く。

④皇極2 (643)

「国司」に詔して「前の勅せる所の如く、更改め
換ること無し。厥の任けたまへるところに之りて、
爾の治す所を慎め」と訓令する。

⑤大化元 (645)

「東国等の国司を拜^め」して、前述した任務を授け
る。

⑥大化2 (646)

発遣された「国司」とその管下の国造に、国々の
境界を示した文書・図類の提出を求める。「国県」
の名はそのときに定める。

⑦大化5 (649)～白雉4 (653)

高向臣・中臣幡織連等が派遣され、常陸国で建評
事業にあたる（『常陸国風土記』）。

これらの記事は、時期的・内容的にみて①～③の前
群（588～606）と④～⑦の後群（643～653）に二分す
ることができる。またこれらの記事は、相互に孤立的
なものではなく、すべては⑦に示されるように、国造
領国制から評制への移行に収束する歴史過程を表して
いると解することができる。したがって多少の曲折
はあったのだろうが、前群を受けて後群の諸記事が展
開するという見通しがたえられるのである。

前群の特徴は、部民制や屯倉等、大化前代にありふ
れた支配方式が駆使されている点であり、その意味で
はなんら新鮮味はないが、それが著しく広域化してい
ることは見落とせない。①の国境巡察団は東日本に限
られている。そのことは大和王権が東日本をフロンテ
ィアとみなしていたためであって、当時の西日本と比
べると支配の深度に隔たりがあったのであろう。それ
を受けて②のごとく、上宮王家が施主となり東日本を
中心に壬生部が設定される。丈部の設置も、おそらく
それに前後したであろう。この時点で、大和王権の東
西日本に対する支配の浸透度がほぼ均衡化されたと思
われる。それを受けて、③にみるように全国的に屯倉
が設置される。「国毎」の「国」は当然令制下の「国」
ではなく、国造領国を指しているよう。安閑紀に集約的
に載せられた屯倉は、西日本を主体としているので、
今回の措置は東日本に重点があったと考えられる。そ

して①・②を踏まえた屯倉の設定は、従来にはない機
能が加わっていたはずである。新設された屯倉を含め、
あらゆる屯倉は所在地の国造に対して、監視・牽制を
強化しはじめ、そのバックボーンとして、中央から軍
事力を屯倉領内に導入していたと考えられる。ここで
いったい何が起きているのか。それは伝来の国造領
とその領民に関わることである。在地国造と屯倉の緊
張関係の中で行われた作業は、国造領国の四至と、そ
の領民のおおまかな所在地と人口の調査であろう。大
和王権はその報告を受けて、いったんその支配状態を
国造に仮授したのであろう。しかしその時点で、国造
領国とその領民は、国造のものではなく、大和王権に
帰してしまい、来るべき評制施行の第一歩となった。
上述の経緯は、大和王権と在地国造の間で軋轢や摩擦
が生じやすく、もっとも緊張関係を孕んでいた時期で
ある。

後群は「国司」を中心に、在地国造の管理状態から
建評にいたるまでが扱われている。まず⑤に注目した
い。ここでは東国等国司に対して「拜」という漢字を
用い、それを「めす」と読ませている。「拜」には官
位を授けるという意味があり、東国等国司を新任した
という意味に解されるが、「めす」ということはたん
なる招集であって、新しい職務の設置とは関係がない。
そこで注意されるのが④の記事である。それによれば、
⑤以前に各所に「国司」が赴任して、一定の任務に就
いていたことが知られる。つまり④と⑤を整合的に考
えれば、「東国等国司」は⑤の時点で新任されたもの
ではなく、すでに派遣されていた国司が呼び戻されて
新しい任務を拜命したということではなかろうか。す
なわち「大化改新」にあらわれる「国司」なるものは
皇極2年の時点ですでに各地で活躍しており、その活
動は④の記事の書きぶりからして、さらにおそらく舒
明朝にまで遡るものであろう。その主要な任務は前群
記事で推定した国造領の再編の具体化であり、前群と
後群の空白期間に、旧来の地方制度には存在しなかつ
た「国司」なる中央派遣官が創設され、それまで屯倉
が行っていた任務を引き継いだのであろう。その成果
が⑥で示されている。これは「国司」と管下の国造の
共同作業で、国々の境界とはもちろん国造領国であり、
「国県」の名は評の名にはかならない。この時点で国
造は「国司」の忠実な下僚であり、そこにはかつての
緊張関係はほとんどみられない。やがて⑦にみるよう
に本格的な建評が全国的に実施されていくのである。

以上のことから大和王権が在地国造との間に緊張関

係を孕み、軍事力の動員さえもありえたのは前群記事(588~606)の時代であったことが明らかになったと考える。その対象はこれまでの検討から、西国ではなく、東国と限定してよかろう。そしていったん兵力動員となれば、朝鮮派兵に匹敵する規模で行われると思われるので、当時頻発していた朝鮮派兵と同時に実施することは不可能であろう。このことから東国への軍事力の派遣時期を略推することができる。崇峻4年(590)紀男麻呂以下二万余の軍衆で新羅を攻めてから、推古8年(599)境部臣以下万余の兵で再び新羅と戦うまでに、9年間の空白期間がある。これほど長期間にわたって半島に派兵しなかったことは当時としてはめずらしい。この休戦状態はもちろん半島情勢によるところ大きい、一方で大和王権の国内事情、すなわち東国対策にその軍事力が振り向けられていた可能性もある。その主たる矛先は相模・武蔵地域であろう。

II 大和王権の東国の道

前章では下総国匝瑳郡周辺に6世紀後半の早い頃に大和王権が侵攻したこと、その後国造制が半独立的な在地首長から大和王権の地方官吏に変容したこと、その画期は推古朝前半に訪れ、伴造を兼ねる新国造が創出されたこと、6世紀末の9年間にはその変革を維持・強化するために、東国への兵力動員が実行されたのではないかという仮説を提示した。この中で最も実証性が危ういのは、東国(相模・武蔵地域)への兵力動員である。このことは史料に載せられていないのだから致し方ない。しかし国造制の変容の契機として、大和王権の在地国造に対する武力行使は、十分あり得たと考えられる。この仮説を生かせば、崇峻2年に近江臣満以下を東国・北陸に派遣して、その復命に基づいて東国や北陸に兵力を動員して在地国造を威嚇し、ときには武力衝突を起こしながら新国造を創出したり、国造の官僚化をすすめていき、その成果が推古朝前半の壬生部や諸国屯倉の設置に結びついたと考えられる。

東国へ派遣された使節や兵力は、おのずから特定された宮都からのルートを通じて目的地に達したわけである。それは崇峻2年に、近江臣満が東山道へ、穴人臣鷹が東海道へ赴任したコースに重なっている(もっとも、当時東山道や東海道等という概念は存在するはずもないが)。ここでは東海道ルートに注目する。当時東国の南部では6世紀後半以降、特徴的な後出的交通ターミナルが形成される。多摩川流域のWS-4・WS-5、及び外房太平洋に面したEN-5・EN-6・EN-

7である(第1図)。これらのターミナルは結論的にいえば、親大和王権派であり、むしろ王権の後ろ盾を得て隆盛を迎えたといってもよい。大和王権は勃興しつつあったこれらの新興ターミナルを貴重な足がかりとして北進するのである。東国における大和王権ルートは、大規模な兵力が移動するに耐える広幅で十分填圧されていたことが想定され、その意味から後世の律令官道を先取りしたものであったろう。その大動脈は2本認められる。一つは上総・下総方面に、いま一つは相模・武蔵方面に展開したものである。大和から東国への東海道ルートは、陸上・海上ともに考えられるのだが、ここでは大和から直接海路で相模湾・東京湾に進出したものとして議論を進めたい。

1. 上総・下総・南常陸の概況

この方面への大和王権の進出は、前述した物部連小事等の遠征に関わるものである。

(1) 下総諸ターミナルの様相

関連する在来主要道の確認からはじめよう。後出的な主要道は、交会点kから分岐し、房総丘陵の裾野を掠めて北総台地の東縁に達する。さらに、太平洋に注ぐ栗山川と、その周辺河川の河口部に形成された巨大な潟湖を周回するように、EN-5・EN-6・EN-7の新しいターミナルを縫って進む。おそらく北総台地を縦断して、EN-6からEN-2・EN-3に通じる路線が開かれ、また、EN-7からもEN-4へ連絡していたであろう。この在来線の政治史的意味を考察するためには、視野をさらに周辺に拡大する必要がある。上記のルートを北総台地の東廻りコースとすれば、EN-4からEN-2を経てkに至るコースは西廻りといえよう。そして、kの背後にはES-4が控えている(第1図)。

ところで、前・中期古墳の伝統を持たない地域に忽然と進出したEN-5・EN-6・EN-7は、周辺のターミナルに比べ後出的であり、6世紀後半から末葉に盛期を迎えており、その新しさは西方のWS-5に匹敵する。6世紀後半から末葉という時期に、自力で、あたかも4、5世紀の古墳づくりのように、在地社会を束ねて、半独立的な権力を形成することは、もはや不可能であろう。新しいターミナルが形成された背景には、大和王権の遠隔操作がはたらいているとみて、まずまちがいない。では大和王権は、なぜこの地に政治的なクサビを打ち込むことになったのか。またそのことは、国造制から評制へと移行する在地の歴史過程の上で、どのような意義を持つのか。



第1図 在来主要道

(2) 海上国造

このテーマを考えるために、各ターミナルを国造勢力範囲に比定してみる。ES-4は上海上国造、交会点kは菊間国造、EN-5・EN-6・EN-7は武社国造、EN-2は印波国造、EN-3・EN-4は下海上国造に置換できる。菊間国造は大古墳も存在せず勢力範囲も小さいので、上海上国造の強い影響下にあり、郡名に名をとどめていないことから、建評時には解体されてしまったと思われる（海上国造は『古事記』では菟上国造と表記される）。また武社国造領は後述する理由から、広大な範囲を想定した。

さて、国造配置上奇異に感ずることは、武社国造の東西に上・下の両海上国造が位置することである。その名に「海上」を戴く両国造が、まったく無関係であ

ったとは考えられない。令制下の国制においては、旧大国が行政処理上、しばしば上・下、前・後に分割されている。その場合、上下にせよ前後にせよ、分割された旧大国は、例外なく地続きで連続しているのである。ところが、上・下の両海上国造の場合はそれにはあてはまらず、特異な例外事例となっている。一案として、両勢力は元来別個に誕生・発展して、ある時期に何らかの親近的な関係が発生して、ともに「海上」を含む国造名を称するようになった、とも一見考えられそうである。しかし、「ある時期」や「何らかの親近的な関係」を具体的に構想することは困難であり、「親近的な関係」になったからといって、東西に隔離した両勢力が、同一語根の国造名を戴くことは考えられないのである。

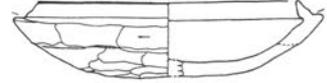
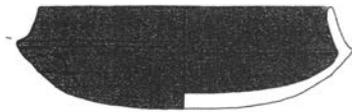
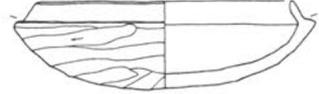
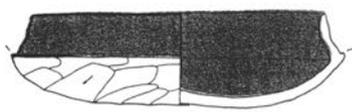
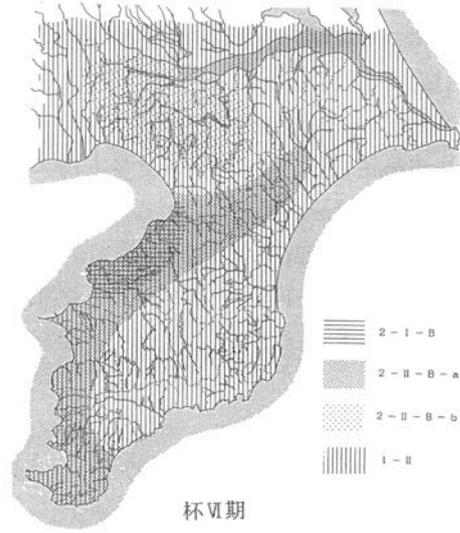
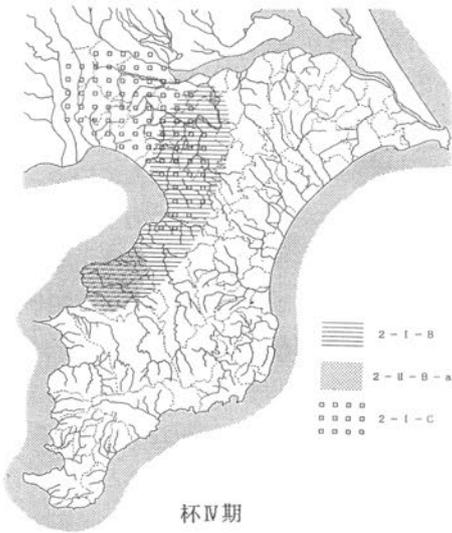
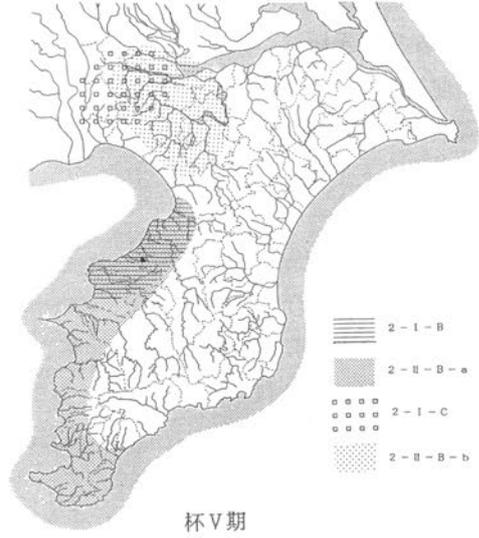
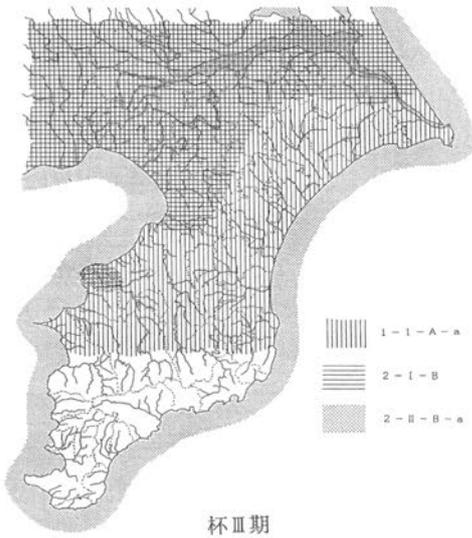
これに対する、以下のような別案の方が現実味がある。海上国造と下海上国造は、元来権力的に一体化した「海上国造」であり、東京湾北東岸の一角と香取流海の南西岸に政権中枢が所在するが、東京湾岸に古い古墳が集中するので、東京湾岸から東方へ発展し、ついには大霞ヶ浦の流海に到達して、その地に兄弟同盟的な権力核を形成した、とする案である。すなわち、海上国造は東国では珍しい多極国造であった。その形成過程は毛野君によく似ている。毛野君は本来現在の群馬県域に覇権したが、やがて渡瀬湿原を越えて東北方に進出して下毛野君領を分枝した。両海上国造の中枢を結ぶ勢力範囲は、北西に印波国造が存在することから、外房太平洋岸に及んでいた。したがって、南北11号線は後出的ではなく、EN-5～7が成立する以前から機能していた通期的主要道ということになる。やがて6世紀の後半に至り、後出的な武社国造が外房太平洋岸にその勢力を築いて、海上国造を東西に分断して、それぞれに上・下を付して呼び分けたのであると考えられる。

海上国造の補足説明を続けよう。まず上・下の区別をつけない「海上国造」の実在性について。令制上総国には海上郡が存在し、これには「上」字が付いていない。同じく下総国にも海上郡があつて、これにも「下」字が付いていない。また『常陸国風土記』香島郡条には、香島新郡建置に際して「下総国海上国造」が登場する。さらに、「海上郡大領司仕奉事解文」(『寧楽遺文』下巻)には、申請者が下総国海上郡大領職を請うて、「中宮舎人左京七条人従八位下海上国造他田日奉部直神護」と自称している。これらのことは、上・下両海上国造の成立以前に、単一的権力機構としての海上国造が存在していたことの証左になろう。次に上・下両海上国造の関係であるが、「国造本紀」によれば、下海上国造の初祖は海上国造祖孫久都伎直とされており、両者が同族的出自関係にあつたことが暗示され、この点からも毛野君との類似性が注目される。以上の考察から、上・下両海上国造を書き分ける「国造本紀」の成立年代の上限は、単一の海上国造時代に遡りえないことは明らかで、両国造に分裂した6世紀後半以降の作品であることが知られよう。

それはともかく、下海上国造が海上国造からの枝族とすると、興味深い事実⁶⁾に思い至る。下海上国造の本拠地にあたる城山1号墳から、当の古墳の築造年代を遙かに遡る吾作銘三角縁三神五獣鏡が出土していることは夙に著聞である⁶⁾。しかもその出土状態は、横

穴式石室の玄室木棺内から、遺骸の胸の上に安置された当時のままであつた。しかし、なぜ古い鏡が新しい古墳に副葬されていたのか、その名答は寡聞にして知らない。私見では、この鏡は上・下の海上国造が同祖関係にあることの証^{あか}しではないかと考える。この鏡は下海上国造が香取流海に分枝土着する際に、海上国造から下海上国造にもたらされたレガリアではなかろうか。本領とは隔離する新領の統治を、本領宗主の子弟に委任して新領に派遣する際に、宗主からその子弟へ本宗の形見として宝鏡が授与されることが行われたのは、『日本書紀』神代卷天孫降臨条の一書に、アマテラスが天忍穂耳に宝鏡を授けて、高天原から葦原中国に送り出していることからもうかがえる。授与された宝鏡は、「ともに床を同じくし殿を共に」する齋鏡—アマテラスの分身として取り扱われたのである。してみれば、城山1号墳は海上国造分離後、初代下海上国造その人、またはその系譜上の人物の奥津城の可能性が生まれるであろう。

次に、海上国造の勢力範囲について考えよう。両海上国造の権力中枢が遠く離れているからといって、中間地域が政治権力の空白地帯であつたとは思われない。武社国造が遅れて九十九里平野に進出する以前に、海上国造が東方へ発展して下海上国造を派生する過程で、当然この地域をも勢力圏内に収めていたはずであろう。顕著な前・中期古墳が見られないのは、海上国造がこの地域を重要視せず、権力拠点を創出しなかつたことによると考えられる。香取流海に拠点を形成してからは、海上国造の領域的野心はさらに北方へ拡張される。前出の『常陸国風土記』香島郡条には、大化5年に「下総国海上国造部内」の「軽野以南一里」と那賀国造部内の「寒田以北五里」を割出して、香島神郡を建置している。これによれば、太平洋と霞ヶ浦を遮る砂州の南半は海上国造部内であつたことになる。ここで、EN-4に直近の常陸国側のターミナルEN-8に注目しよう。香島郡は国造不在の新編郡であり、郡域に含まれる古墳時代の諸勢力は、海上・那賀いずれかの国造勢力の影響下にあつたとみてよい。EN-8にとって、那賀国造の本拠EN-12はかなり遠隔であり、それに対して海上国造のEN-4とは現在の外浪逆浦を挟んで間近に対峙しているのである。海上国造の影響力は、おそらくEN-8にまで及んでいたであろう。しかしながら、海上国造のこうした勢力範囲は、鹿島・香取のごく特殊な神社の存在を考えたとき、後述のように宿命的な歴史を呼び込むことになる。



※塗りつぶし部は赤彩

第2図 2-II-B-a型土師器杯

以上のように、海上国造の勢力範囲は、東京湾北東岸から九十九里平野を経て、香取流海の南東端、さらには対岸の北浦南部にまで及ぶ広大な領域であった。それは大霞ヶ浦北部の茨城国造に匹敵する、北総の大國造であった。

(3) 印波国造

海上国造のこうした膨張政策に、深刻な脅威を感じていたのは印波国造であろう。なぜなら、印波国造の南部と東部は海上国造によって包囲された形勢であって、膨張政策が西方に振り向けば交戦は必至となる。こうした情勢に対処するために、印波国造は西方に進出したのではないか。手賀沼北岸には後出的ターミナルEN-1が存在する。手賀沼周辺は相馬郡に含まれるが、相馬国造は存在していなかった。したがって相馬郡は周辺国造領から割出された新置の非国造領郡ということになるが、この場合割き取られた対象は印波国造領以外には考えられないだろう。手賀沼周辺は新しい古墳が主体的で、この地への印波国造の進出は6世紀中葉以降に本格化する。手賀沼北岸に新拠点を構築したのは、利根川水運を活用して、北方は上毛野君や无邪志国造と、南方は東京湾岸の諸勢力、就中多摩川下流の橘花屯倉と迅速に連絡できる等、その水運の便を期待したところが大きい。

(4) 武社国造

かくして印波・海上の両勢力は、北総台地を挟んで一触即発の危機を秘めて対峙するに至る。そして、両者の武力衝突が実際に発生し、交戦状態に突入したのではないか。劣勢の印波国造は、EN-1から橘花屯倉へ通報し、大和王権へ急を告げたものと思われる。王権にしてみれば、強大な国造が周辺の中小勢力をじわじわと蚕食する行動を規制するよりも、国造同士の闘争を調停する方が、大義名分の観点からもはるかに干渉しやすいであろう。大和王権は動いた。物部連小事を含む板東遠征軍が派遣された。印波国造を支援し、王権直轄勢力をこの方面に扶植するためにも、海上国造を制裁することになる。

大和王権と海上国造との間に、軍事的衝突があったかどうかは不明である。しかし結果的には、海上国造部内の、重要ではあるがもっとも手薄な地域に、王権のクサビが打ち込まれる。その地域は九十九里平野であり、打ち込まれたクサビは新置国造としての武社国造である。これによって、海上国造は南西の海上国造と、北東の下海上国造に分断されたのである。さらには、下海上国造領内には、王権を宗教的に守護する

鹿島・香取の両神社が設置された。『常陸国風土記』によれば、香島郡は中臣□子や中臣部兎子等の中臣氏一族の申請によって建郡されている。下総側の香取郡も、国造不在の新編郡である。おそらく当地の中臣氏の申請によって、大化年間に香島郡とほぼ同時に下海上国造領を割取って香取郡が建てられたのであろう。鹿島社が設置されたために、伝統的な在来の浮島信仰が廃れていった事情は、前稿で考察したとおりで⁷⁾、霞ヶ浦の大勢力茨城国造の宗教的権威を失墜せしめるに与って力があつた。これらの中臣氏の団は、海上国造領が上下に分割された際に、下海上国造領内に大和王権から派遣された形で、新たに入植してきたものであろう。鹿島・香取の両社も、それに伴って社殿が整備されたと思われる。国家的な威信を背景に負う両社がこの地に創建された理由は、海上国造を牽制して、対岸にあって、大霞ヶ浦北半の制海権を掌握する茨城国造との政治的な交通を阻止することにあつた。

武社国造の誕生と海上国造の上下分断は、一枚のコインの裏表のように軌を一にしている。したがって一方の成立時期がわかれば、他方もほぼ同時期に国造職に任命されたとみてよいであろう。その手がかりとなる史料がある。さきに例示した天平20年に申請された「海上郡大領司仕奉事解文」にもう一度注目したい。そこで申請者は「海上国造他田日奉直神護」と自称している。申請者の姓名は複姓で、海上国造プラス他田日奉直で構成されている。先ほどはこのうち「海上国造」を問題にしたが、今は「他田日奉直」について考える。日奉直は太陽神を奉祀したらしい日奉部を統制する伴造で、中央には日奉連が置かれていたことから（『新撰姓氏録』〈左京神別〉条）、地方にあって部民の供出や資養を担当していたと考えられる。そして「日奉直」に先立つ「他田」は、日奉部が奉仕した王宮の所在地を示している。『古事記』では他田宮、『日本書紀』では訳語田幸玉宮と称される敏達天皇（大王）の王宮である。すなわち神護の祖先は、敏達朝（572～585）に日奉部の伴造に任命されたことが知られるのである。572～585年という西暦年は、前章で取り上げた地方再編の「前群記事」における、壬生部や丈部が広範に設置されたと思われる588～606年よりも先んじている。「海上国造」職への任官は、伴造職と同時であるのか、それ以前から就任していたのかはわからない。しかし海上国造の伴造化は、明らかに国造領分断に連動した現象と考えられ、その時点で武社国造が誕生したとみて差し支えなからう。このことは6世紀後

半の早い時期とみられる物部小事の常総侵入の混乱が一段落し、侵入地域の王土化が完了したことを物語っている。それは東国において常総とくに房総の地が、いち早く将来の評制へ向けた準備体制を整えたことを意味している。

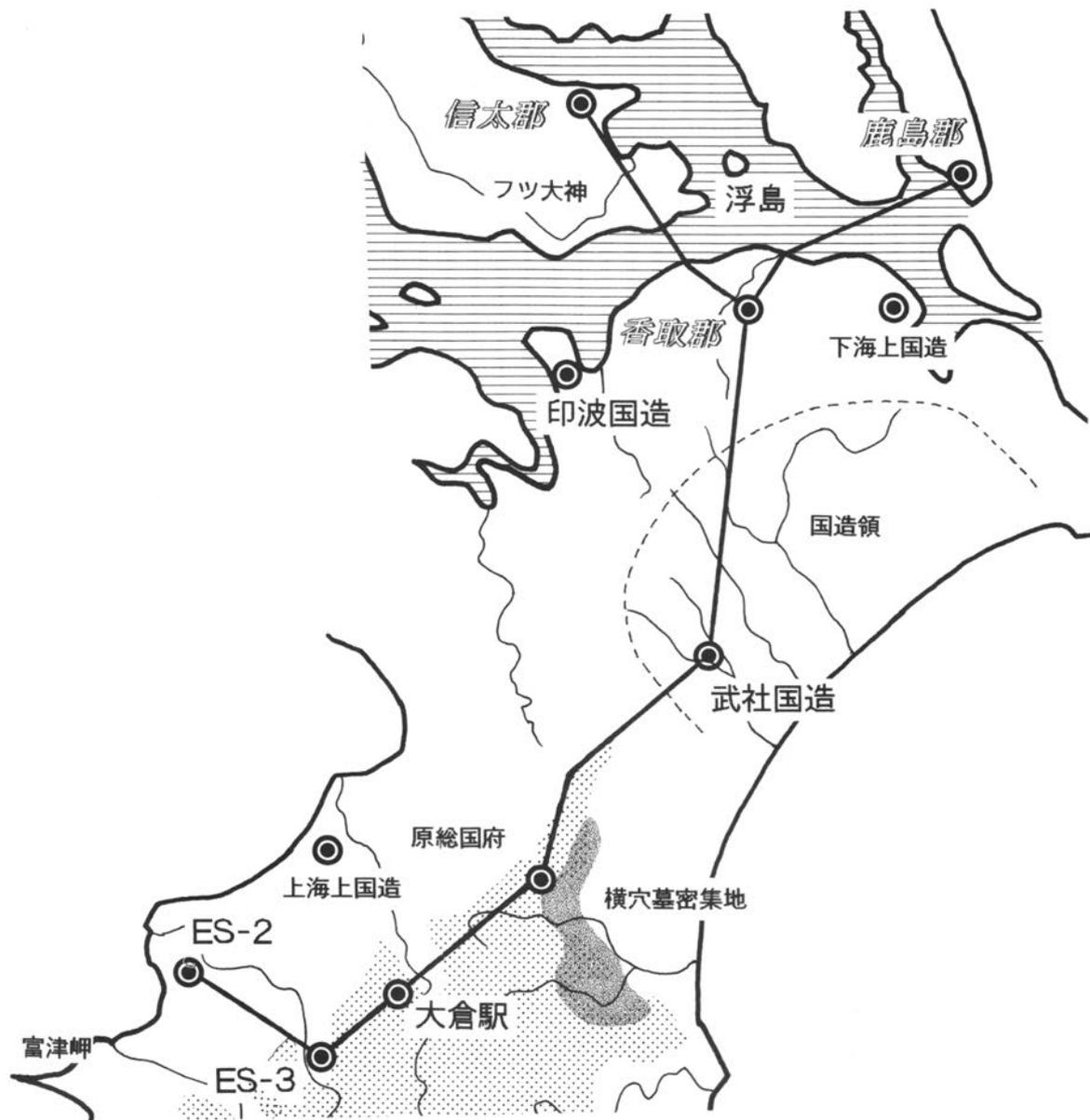
大和王権の後押しで形成された武社国造は、後述する相武国造と同様に、大和王権の派遣官が直接海上国造領の閑地に乗り込んだものであろう。相武国造の場合は周辺に横穴墓が群在しているが、このたびは横穴墓群進出以前の出来事と考えられる。このことから大和王権の房総対策は、その武相対策よりも一歩先んじていたことが理解される。武社国造が外部から忽然と進入してきたことの証は、大堤権現塚古墳や西ノ台古墳等の大型古墳の造営が、地元の中小首長群の政治能力をはるかに超えていることによって明らかである。その進出にあたっては、兵士や単純土工として大量の人員が、海上国造に対抗するために、それを上回る規模で他処からこの地に投入されたと思われる。それでは、どこからこの兵力や労働力がもたらされたのか。その手がかりは、土器の移動が示してくれる。土師器坏形土器の一類型が興味ある動きを示しているのである⁸⁾。須恵器坏身を忠実に模倣したタイプ(2-II-B-a)で、6世紀初頭に小櫃川下流に出現し、漸次的に扁平化しつつ7世紀初頭には養老川から房総半島南端の東京湾岸、同中葉には南北11号線沿いに栗山川沿岸まで達している(第2図、例示した土器資料は木更津市花山遺跡の一括品⁹⁾)。土器移動のこの道筋は、彼地への大量の人間集団が移動したルートを考える際の有力候補であり、おそらく大和王権の房総経略ルートを示しているのだろう。このタイプの坏形土器の移動の軌跡がこうした意味を持つとすれば、小櫃川下流域が、大和王権との関わりにおいて重要性を増してくる。現在のところ物証はあげられないが、この地域に屯倉に類する王権の出先機関が置かれていた可能性はある。その機関が周辺住民を徴発して、兵力として武社国造のもとに送り込んだのではないか。

当該土器の流通、すなわち房総経略の北上ルートについて、もう少し言及しておこう。それは古墳ロードの形跡から推して、ES-2に発して交会点kを経由してEN-5に及ぶ南北11号線に沿った動きがまず考えられる。しかし諸史料の読み合わせからは明らかにそれとは違うもうひとつのルートが想定され、しかもそちらの方が正規ルートの可能性が高い。すなわち茂原市周辺に一大横穴墓密集地域があつて、そのルートはそ

れと絡んだ道程になる。ES-2からは半島内陸をむしろ南下しつつES-3で小櫃川を渡渉したと思われる。ES-3は前・中期にめばしい古墳はなく、6世紀後半から群集墳を中心に発達した地域である。なぜこの時期にES-3が忽然と現れたかを説明するには、ES-3がES-2を出発した王権派遣官の中継基地となっていたからと考えるほかはない。ES-3からは北東に進路を取り養老川左岸の、奈良時代には設置されており、『延喜式』の頃にはすでに廃されていた大倉駅(市原市大蔵)¹⁰⁾を経て、なおも横穴墓密集地域たる原総国府(上総国成立以前の次元であろう)と思われる茂原市国府関・国府里を通過して、上総丘陵の尾根上を進んで南北11号線の古墳ロードに合流しEN-5に到達するというコースである。大倉駅については大脇保彦氏が比定したとおりで、市原市大蔵を支持したい¹¹⁾。国府関・国府里という国府に因んだ遺称地が単独で存在する場合にはなんとも判断の下しようがないけれど、それが横穴墓群の密集地域の一角にあり、しかも付近には『延喜式』では消滅していた古駅の大倉駅の遺称地までもが併存しているとすれば、市原郡に所在した上総国府に先立つ原総国府をこの地に想定するほかならう。古墳ロードからはずれたこのルートは、南・北総を区切る山峡地帯を縦断し、武蔵野台地同様に当時の定住農耕生活には不適な地域であった。おそらく大和王権は、軍事専用道路として新しい広幅道路を建設して、九十九里平野を目指したと考えられる(第3図)。

(5) 事変とその後の状況

以上のような海上国造の事変と、その後について言及しておこう。そこでは、海上国造対武社国造(大和王権)・印波国造連合という対立の構図が得られた。その出来事の影響が、それぞれの地の古墳文化に反映されているのではないか。海上国造側から見ていこう。海上国造領では、5世紀前半に墳長114mの姉崎二子塚古墳を築いて国造権力の頂点に達したが、その後も6世紀中葉に墳長69mで金銅製冠を副葬する姉崎山王山古墳、7世紀代には墳長45.6mで金銅製馬具を収める六孫王原古墳が築造されている。一方下海上国造領では、5世紀中葉に墳長123mで長持形石棺を内蔵する三之分目大塚山古墳が出現して、権力の強大性を誇示したが、6世紀前半に墳長60~70mで豪華な甲冑や馬具、画文帯神獸鏡等を出土した禪昌寺山古墳、6世紀後半には墳長68mで甲冑・馬具・天冠・三角縁神獸鏡等を出土した城山1号墳が造られている。こうして見ると、海上国造は、6世紀代までは制裁のさした



第3図 常総の北進ルート

るダメージは認めらず、むしろ下海上領では古墳文化の充実さえ感じられる。しかし7世紀代の終末期を迎える頃には、両者ともに見るべき古墳は造られてはいない。これに対して武社国造領では、6世紀後半から忽然として大規模古墳が陸続と造営されていく。それは墳長88mで二重周濠を伴い、頭椎大刀・銅碗等を出土した殿塚古墳にはじまり、墳長115mの大堤権現塚古墳、墳長90mの西ノ台古墳等が続き、7世紀に入っても一辺60mの方墳で銀象眼頭椎大刀・馬具を出土した駄ノ塚古墳、径66mの大円墳山室姫塚古墳、墳長63mで線刻壁画を伴う巨石切石積複室式横穴式石室を内蔵する不動塚古墳等、古墳文化の精彩は終末期まで維持されている。印波国造領では、6世紀初頭に墳長86mの長方形墳船塚古墳が成立する。その後墳長63mの

天王塚古墳や墳長48mの上福田4号墳に引き継がれ、7世紀に入ると墳長78mで複室式横穴式石室を備え、金銀製冠飾りや金銅装馬具等を副葬した浅間山古墳、一辺79mの大方墳岩屋古墳、一辺34mの方墳で持ち送り天井切石積横穴式石室を伴う上福田7号墳等が築造されている。このことから、武社国造領では6世紀後半以来終末期まで一貫して有力古墳が造営され続け、印波国造領では6世紀よりも7世紀に入ってから充実ぶりを示している。以上の概観によって、対立したと思われる両勢力の古墳文化は、6世紀末から7世紀初頭にかけて、対照的な違いを見せていることが理解される。その時期を境にして、上・下の海上国造領では顕著な古墳はもはや造営されず、武社国造・印波国造領においては、反対に有力古墳が次々に造られている

のである。このことは後の下総東半部において、この時期に海上国造から武社国造・印波国造へと、勢力の交替が行われたことを暗示している。

ところで、海上国造と武社国造・印波国造の勢力交替の現象が、6世紀末から7世紀初頭に現れることが明らかになったが、この時期はまさに、小櫃川下流に誕生した須恵器模倣の坏身形土師器が北上をはじめ年代と合致している。そのことは、仮想した〈海上国造の変〉が物部連小事の東征とあいまって、一步実在の史実に近づいたことを示している。ただし、武社国造領に大規模古墳が造営されはじめる時期を重視すれば、土器の流通伝播をもう一世代分引きあげたいところである。

武社国造に代表される進出領域を令制郡で示せば、EN-5が山辺郡、EN-6が武射郡、EN-7が匝瑳郡に相当する。物部連小事の一族はEN-7に含まれる大古墳に埋葬されたであろう。海上国造に対する干渉的な軍事行動の結果、この地域に古墳時代後期としては、希に見る大規模古墳が造営されたのである。ところで、ターミナルと令制郡域はよく対応しているのだが、この地域の国造は武社国造のみで山辺国造や匝瑳国造は存在しない。このことは大化前代には、この地域は総じて武社国造領で、評制の施行に伴って武社国造領から山辺郡と匝瑳郡が分出され、その残りが武射郡として国造領の名残をとどめたとみなすことができるのである。それをあらためて言い換えれば、EN-5・EN-6・EN-7のターミナルは武社国造に統括されていたことになる。それでは、武社国造の本拠はこの中のどれか。単純に考えれば、国造名を引き継いだ武射郡であろうが、山辺郡には武射郷が存在する。こうした類例は常陸国にもあって、茨城郡に隣接する那珂郡に茨城郷が存在する。『常陸国風土記』によれば、那珂郡の茨城郷はもとの茨城郡家の所在地であるという。この事例を援用すれば、山辺郡の武射郷が武社国造の故地となるであろう。

(6) 物部連

それでは武社国造の姓氏はなにか。これについては、『古事記』孝昭天皇段に孝昭の兄の天押帯日子命を始祖とする一団の諸氏族が列挙され、その中に牟耶臣が含まれている。そこから武社国造の姓氏は牟耶臣であるとする考え方があつた。しかし、列挙された16氏族は大和東部・伊勢・尾張・近江といった畿内東部から東近畿というまとまりある地域の諸豪族で、牟耶臣ひとり辺境上総の国造とするには躊躇せざるをえない。ム

サという二音節からなる素朴な地名は、一カ所しかないと考える方がおかしいのではないか。事実、大和高市郡には身狭なる地名があり、雄略朝には身狭村主青なる人物が外交に活躍したり、欽明朝には大身狭屯倉・小身狭屯倉が設置されている（『書紀』）。さらにいえば、東国の国造の姓は、問題の牟耶臣を除けば臣姓は皆無である。上・下毛野氏のみは公（君）姓で、他は直姓が一般的であろう。その傾向からしても、武社国造＝牟耶臣は受け入れられない。

筆者は武社国造は、大和王権が派遣した地方調整官一物部小事連本人か、その近い親族一が、そのまま任地に土着して初代国造に就任したと考えている。この場合の派遣官の主たる任務は、海上国造の軍事的な制裁であり、その国造領を削減して強大な権力を骨抜きにすることであった。武社国造領は大化～白雉年間に分割されて、上総国山辺郡・武射郡、下総国匝瑳郡として再編成をみたと考えられる。史料的な確認は取れないものの、匝瑳郡の物部氏と同様に山辺郡・武射郡についても、武社国造から分枝した物部連系の譜代郡司が就任していたと思われる。物部氏については、王権権力をまとめて全国的に軍事力を展開できる下限は明確に決められる。それは本宗物部守屋が滅亡する用明2年（587）である。すなわち、ターミナルEN-5・EN-6・EN-7の成立時期が含まれることになる。

物部氏の進出は九十九里平野にとどまるものではなかった。白雉4年（653）物部河内・物部会津等は筑波・茨城郡を割いて信太郡（評）の建置を申請している（『常陸国風土記』逸文）。信太郡（評）は香取流海の北に位置し、現在の稲敷郡にあたる。その申請の前提には、物部氏の在地における地域支配の現実があつたはずである。物部氏の当地への進出は、物部氏が海上国造を制裁した行動の延長線上にもとめられよう。物部氏は海上国造領を中央突破した後、令制香取郡に拠点を築き、そこから流海を渡って、流海の対岸にさらなる拠点を築いたと思われる。その地が信太郡（評）の故地となって、武社国造領と同様にその子孫が、現実の支配状況を大和王権に承認させ、白雉4年（653）に郡（評）を立ち上げて初代郡司（評督）職に就任したのである。信太郡（評）は国造不在の新編郡（評）で、大化前代には九十九里平野とは異なり、ここには国造は置かれなかった。信太郡（評）の位置取りは、香島郡とともに北の茨城国造と南の海上国造の間に割って入った形になっている。それとともに、茨城・海上両国造が掌握していた大霞ヶ浦南半の制海権が、大和王権の出先

たる物部氏の手に移った。両国造は大和王権に自己の国造領を割出され、なおかつ直近に接近されて、大きな脅威を被ったであろう。こうしてみると、物部氏の軍事・政治行動は、海上国造と茨城国造との連絡を遮断することもその目的の一つにあったことが考えられよう。そしてその背景には、南北の伝統的な両国造が強固な連合体を形成して、霞ヶ浦・北浦を己れの海としていた過去の事実があったのではなからうか。物部氏の進出は、海上国造勢力を制裁・分断して、その結果茨城国造の独自の政治行動を封印してしまったと評価することができよう。

物部氏の足跡は志太郡までにとどまるが、北隣する大族茨城国造の動向も垣間見ておこう。茨城国造は推古朝の壬生部の設置とともに壬生連を姓に戴き、伴造国造に転身した（『常陸国風土記』行方郡条）。この時点で伝統的な茨城国造家に異変が生じたと思われる。おそらく茨城国造は、本来地元の地名を襲った直姓の有力国造であったと考えられる。それが大和王権のなんらかの圧力によって、領内に壬生部を設定されて、その管理を委託されるにいたって地方官僚化したのであろう。『常陸国風土記』の著名な夜刀神伝説の後半部、茨城国造の一族壬生連麻呂は、田地の開発を妨害する夜刀神に対して、なぜ「風化」に従わないのかと聞いて、ことごとく打ち殺してしまった。ここでいわれた「風化」とは茨城国造家の権威ととれないこともないが、既に大和王権の地方伴造に転化している以上、その権威は大和王権に帰せられるもので、昔日の茨城国造の立場は見る影もないというべきであろう。

（7）宗教情勢—中臣氏の進出—

ここで再び、大霞ヶ浦南辺の宗教事情にふれておこう。それは大霞ヶ浦地方の古代における宗教改革にほかならない。信太郡では8世紀初頭以前に、普都大神信仰が流行していることに注目したい（『常陸国風土記』、信太郡条）。その改革たる所以は、現地住民にはなじまない、天から高貴な神が降臨して地上を支配するという発想にある。この天神降臨信仰が流行した背景には、当地に勢力を扶植しつつあった物部氏が関わっていたのではなからうか。物部氏は大和石上神宮に靈剣フツノミタマを奉祀して氏神化している。その固有信仰たるフツノミタマを、フツ大神と称して信太郡にもたらしたものと考えられるのである。こういえば、フツ大神とはフツヌシであり、元来香取社に祀られ奈良時代新造の春日社に勧請された中臣氏の氏神である、との反論が予想される。実はその反論にも納得で

きるのである。そこでフツノミタマとフツヌシの関係から引き出される、物部氏と中臣氏の深い関係に論及する必要がある。

フツノミタマ、フツヌシにタケミカツチを加えた三神の関係は、史料上において混然としている。記紀神話では、イザナキがカグツチを斬殺して、十拳剣からしたたる血から神々が誕生する。『古事記』では建御雷之男神またの名は建布都神が産まれている。建布都神すなわちフツ神とはフツヌシとフツノミタマを総括したような神名である。また『書紀』神代卷四神出生条第六の一書では、まず経津主神の祖五百箇磐石が、次いで武甕槌神が産まれている。このことからタケミカツチとフツ神は同一神または親族神で、ともに剣の神格体であることが知られる。またホノニギの降臨に先立ち、タケミカツチとフツノミタマが降りて、オクヌシから葦原中国を譲り受けている（『書紀』神代卷天孫降臨条本文及び一書第一・第二）。タケミカツチはいうまでもなく、鹿島社に祀られる中臣氏の氏神であり、前述のようにフツノミタマは物部氏の氏神である。ここでは両氏の氏神が共同行動を起こしていることが重要である。もうひとつ、史料から引いておこう。神武天皇が熊野山中で荒ぶる神に苦戦した際、神武を助けるため天降るよう命じられたタケミカツチは、自身の身代わりとしてフツノミタマを神武に授け、窮地を脱する場面がある（『古事記』、『書紀』）。ここでもフツノミタマはタケミカツチの分身として登場している。共同行動といい分身関係といって、神話はあたかもふたつの神格が存在するかのよう表現しているが、物語の展開上はわざわざ二神に分ける必然性は認められない。このような不完全な神格の分化状態は、鹿島社においてもうかがうことができる。タケミカツチを祀る当社には古来長大な神刀が伝世されているが、その神刀の銘はフツノミタマになっているのである。地域は離れるが、推古朝に肥前国三根郡物部郷に建立された一社があり、その縁起では、来目皇子が新羅征伐の際に、物部の若宮部に「物部の経津主の神」を祀らせたという（『肥前国風土記』）。

ここに至れば、フツ大神がフツノミタマであるのかフツヌシであるのかは、さほど大きな問題にはならない。本来この二者は単一神格であったと考えられるのである。フツ（大）神は神話に示唆されていたように、フツヌシとフツノミタマが独立神として取り扱われる以前、つまり両神が分裂する以前の素朴な単一神であろう。そしてタケミカツチ（本来はミ・イカツチ）は

雷、フツ神は雷光（フツとは閃光が発する際の表音表現であろう）を元々象徴していた。両神はいずれも稲に稔りを与える豊穰神だが、本来は別系統の神格として認識されていたと考えられる。当然それぞれを奉祀する集団も異なっていた。それが記紀神話に定着する段階で、十拳剣を仲介して武神の性格を帯びた剣神として習合してしまったのであろう。その時点で、神々は本来備えていた豊穰神の性格に加えて、武神の性格をも併せ持つことになったのである。この事例は記紀以前の神話の状態を探求する上で、貴重な材料を提供している。この問題をさらに論じ詰めれば、津田左右吉が提示した記紀神話の編述者による「机上の述作」理論を根底から批判できる地平に立つことができるような思いがする。しかしそのことは同時に、物部・中臣の各氏族史の研究とともに、神話生成論の深い森へさ迷い出ることになりかねず、勉強不足の筆者としては、この辺りで判断中止を宣言するほかはない。本来の問題に立ち返れば、氏族神として信奉する神々にこのような混乱がみられる以上、物部氏と中臣氏はほとんど同じ剣神＝武神・豊穰神を奉祀する、宗教的に深いつながりを持っていた氏族であったとすることができよう。

物部氏と中臣氏の関係は神話世界に限るものではなく、世俗世界においてもしばしば協調関係がうかがわれるのである。その最たるものは仏教公伝にあたって、蘇我氏に対抗して、チームを組んで阻止したいきさつがある。今は香取流海を中心とする東国世界に注目して、考察を進めよう。結論から先にいうと、中臣氏は物部氏の海上国造領進出にあたり、物部氏に同道してきたと思われるのである。こういってしまえば、用明2年（587）の物部本宗家の滅亡と中臣氏の進出がどう関わるのか究明する必要があるが、本当のところはよくわからない。はっきりとわかることは、物部氏が北進する過程で、下海上国造領がそのまま香取・鹿島郡として、中臣氏が領有する結果に落ち着いたという事実である。

物部・中臣連合は、まず前述の須恵器を忠実に模倣した土師器坏身が定着した馬来田国造領内から出発するのだが、すぐ南にある富津岬、これを筆者はフツの津と解釈して普都大神に結びつける。いうまでもなく三浦半島から房総半島への目標となり、派遣軍の航海の安全と進軍の無事を祈っての名付けである。古津、古戸からの訛化とする『大日本地名辞書』の見解は、筆者は支持できない¹²⁾。

外房に進出した物部氏は、さらに香取流海を渡り、信太郡に進出して普都大神を自ら布教している。そのかたわらでは、中臣氏が活躍している。鹿島台地に進出して鹿島社を創建し、鹿島郡を建置した。また香取郡においても、同様なことが考えられるであろう。すなわち、中臣氏は当地に定着して、フツヌシ・斎主を祭神とする香取社を建立し、下海上国造領と一部の印波国造領を割き取って、香取郡を起こしたと想定される。以上の出来事は、すべて6世紀後半から7世紀中葉までに行われたのである。両氏の混然化した姿はここにきわまっていよう。池田源太氏ははやく物部・中臣両氏の交友関係を論じて教えられるところが多く、この地域においても物部・中臣両氏の共同行動を認めておられる¹³⁾。しかし、中臣氏を「物部氏の軍事顧問のような役割」と評価する点には従えない。また志田諄一氏も、武甕槌命を介して物部氏と中臣氏の関係を論じている¹⁴⁾。物部・中臣の両氏は、諸国造と対峙しながら流海沿岸を分担して、大和王権による中央集権化の端緒を開いていった。物部氏と中臣氏はこの時点で軍事的にはもちろん、宗教的共同体を形成しているのである。なぜ大霞ヶ浦南部にフツの神を執拗に布教したのか。それは後に鹿島・香取両郡を神郡に昇格させた大和王権の意図というほかないであろう。その過程で取り残され、後援を断たれたのはほかならぬ浮島である。物部・中臣両氏の圧倒的な宗教的攻勢によって、在地国造が伝統的に庇護してきた地元の守護神は、あっけなく忘れ去られしまった。

2. 相模・武蔵の概況

この地域への大和王権の派兵行動が蓋然性が高いとすれば、それは6世紀末の約10年間に起こった出来事であり、それ以後地方行政の整備拡充がすすめられたことは事実である。

（1）相模・南武蔵の一体性

多摩川下流域のWS-4とWS-5には若干の時期差があつて、WS-4は6世紀後半から、WS-5は6世紀末頃から活性化する。関連する主要道路線を確認しておくと、東西10号線がWS-3・4・5を貫き、交差点jに発する南北12号線がWS-5へ、また同じく、南北13号線がWS-3に通じている。この路線配置でまず注目すべきことは、古墳ロードの確立度である。WS-3—WS-4間は距離も短いせいもあつて、古墳ロードが成立している。一方、WS-4—WS-5間は想定路線となっており、古墳ロードは未発達である。また、交差点

i からWS-5へは古墳ロードが確立しているのである。これをWS-5を中心にしてみると、WS-5はWS-4よりも交差点iとより緊密に連絡していたといえようである。そのiの背後には、新興勢力の横穴墓群の一大基地を形成する交差点jが控えており、そもそも南北12・13号線は、jによって整備された可能性が高いのである。対比的に強調すれば、WS-5とWS-4の疎遠性に対するWS-5と交差点jの親近性と表現できる。このことを政治史の動向とからめて考えてみよう。

関連するターミナルや交差点を政治史的用語で言い換えれば、WS-4は橘花屯倉で『倭名類聚抄』所載の武蔵国橘樹郡御宅郷（東京都狛江市）に比定され、WS-5は後の武蔵国府域（東京都府中市）を含む多氷屯倉である。また交差点jは相模国余綾郡東端の伊蘇郷に位置するが、花水川の対岸には大住郡三宅郷（倭名類聚抄）が存在する。その淵源は、おそらく推古朝に一括的に新設された屯倉のひとつであると考えられる（『書紀』、推古15年是年条）。前稿で橘花屯倉に関して考察したように¹⁵⁾、ここでもまた屯倉と横穴墓群が密接に結びついていることは注目に値しよう。この屯倉が発展して7世紀後半には相模国府（平塚市四之宮遺跡群）が建設される重要拠点である。交差点jは令制下では郡域を異にするが、接近した位置関係からみて、むしろ当該屯倉の発祥地であったと考えられるのである。旧稿¹⁶⁾では、この地の最有力者を「国造本紀」の相武国造とみなしている。以上の比定作業の結果を上記の主要道のあり方に上乘せすれば、以下のように再解釈できよう。多氷屯倉が形成・整備されるにあたっては、橘花屯倉の関与以上に、新設された屯倉を管掌する相武国造の支援が大きく作用した、と。このことから、両屯倉や相武国造の性格、及びそれらの関係について考えてみよう。

（2）多氷屯倉と无邪志国造

まず、橘花屯倉と多氷屯倉は設置時期が異なり、設置目的や内部構造まで異質であったのではないか。安閑紀元年条には「武蔵国造」による橘花・多氷等4屯倉の献上が記されているが、ターミナルを構成する諸古墳の年代からは、橘花屯倉は6世紀後半の早い時期、多氷屯倉は6世紀末から7世紀初頭の設置が妥当で、『書紀』の記事は信用できない。その内部構造については、橘花屯倉は旧来の運営方式、すなわち、国造勢力範囲の一角を囲い込んで、田部を差発して営農し、収穫された稲穀を中央へ搬送するという、大和王権の直営的な収稲施設であるが、多氷屯倉にはそれ以上の

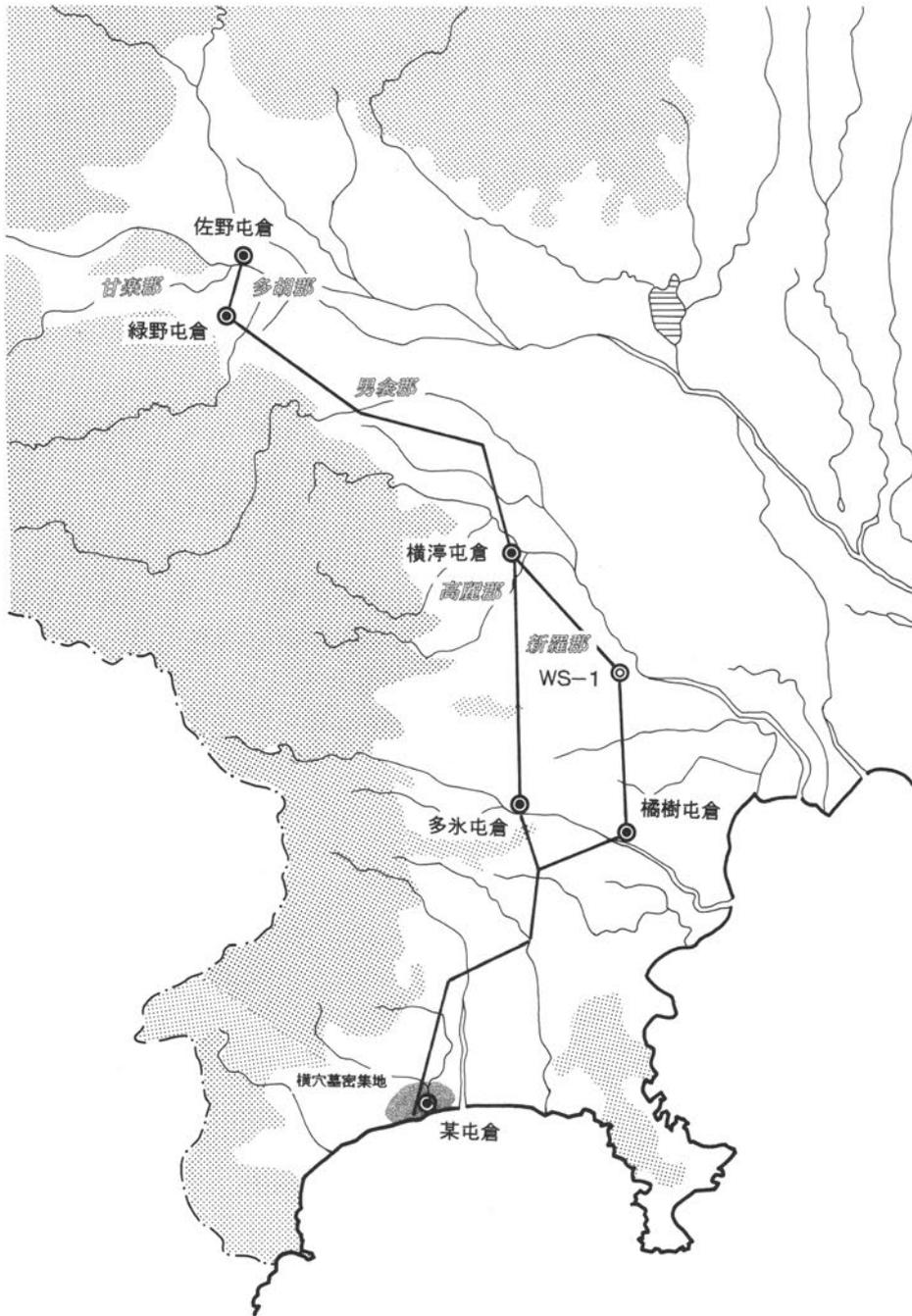
機能が負荷されていたのではないか。この屯倉は交差点jに設置された新設屯倉と双子の関係にあり、ともに推古朝に建設された原初的な地方行政の拠点であった。橘花屯倉の政治的な役割は多氷屯倉へ引き継がれたと考えられる。

新しい屯倉の主たる業務は、旧来の国造領を越えた広域的な調整事業を中心とする。この場合は、令制相模・武蔵両国の範囲で、そこに含まれる諸国造領—知々夫・无邪志・胸刺・師長・相武—の確認・承認と、新規屯倉の設置等の再編成であったと考えられる。多氷屯倉の場合は、南武蔵と北武蔵の関係調整が主たる任務であったろう。无邪志と多氷との交流が考古資料の動態に反映されている。すなわち、6世紀末から7世紀初頭にかけて、北武蔵—无邪志国造領の比企型坏が多摩地方に出回ったり¹⁷⁾、複室式胴張り型横穴式石室が、埼玉古墳群周辺と多摩地方の両地域から検出される¹⁸⁾現象は、両地域の新しい歴史な関係の胎動を示している。比企型坏の南下は多氷屯倉の整備に必要な労働力の徴発であり、挑発された人民は多氷屯倉の整備拡張と多氷屯倉から无邪志国中樞に延びる官道の造成工事に使役されたと思われる。また両地域における複室式胴張り型横穴式石室の出現は、その起源の先後がはっきりしないが、その石室型式は埼玉古墳群のそれとは異質であって、非在地性の高いものであり、大和王権とのつながりを想定させる。おそらく北武蔵の複室式胴張り型横穴式石室は、南武蔵を経由せずに東京湾から利根川を遡行して、埼玉の津に上陸して无邪志国造膝下に駐屯した大和王権の派遣官の奥津城で、无邪志国造はじめ在地豪族の不穏な行動を監視・牽制したのであろう。

後の武蔵国府の揺籃となった多氷屯倉の在地における管理者は、その地位と職務が新置の国造に匹敵していたと思われる。その系譜は多摩郡々司職に伝えてられていたであろう。天平勝宝元年（749）に郡大領の大伴赤麻呂が死亡している（『日本霊異記』中巻第九）。あいにく無姓者なので、その上級姓が大伴連か膳大伴部直に連なるのかわからない。また隣郡の入間郡でも大伴部赤男が西大寺に献物した功により、外従五位下を追贈されている（『続日本紀』宝龜8年6月乙酉条）。してみると、大化前代以来の伝統的勢力として、多摩郡から入間郡にかけて大伴—大伴部—一族が盤踞していたことが明らかになる。

（3）相武国造

次に相武国造について考える。多氷屯倉の設置・運



第4図 相・武・毛の北進ルート

営を支援した相武国造も、旧来の国造とはその性格を異にしていたと思われる。相武国造はその名を令制国名にとどめる数少ない国造である。このタイプの国造は他に筑紫君、吉備臣、尾張連、上毛野君、下毛野君等があげられ、その領内に一族の大古墳を築き、史書にも登場する錚々たる顔ぶれである。ところが、相武国造の場合は、相模国内に100m級の大古墳やそれらの集合地は存在していない。このことは、不思議といえは不思議である。そこで筆者は、相模国の中央近くに位置し、後期中小古墳と横穴墓の一大混成地帯であ

る大磯町大磯付近にその故地を求め、国造としての政治的な力量を古墳ではなく、横穴墓に見いだす。横穴墓群を基盤にする国造の相貌は、父祖以来営々と前方後円墳を構築してきた従来の国造イメージとは隔たっている。その国造職に任命された者は大和王権からの派遣官か、もしくは著しくロボット化が進行している在地首長であろう。その任務も、屯倉や部民の管理を大和王権から委任された新興国造であると思われる。当地の姓氏分布によれば、余綾郡人と思われる人物に「大磯部白髪」なる人名を見いだす（『調庸墨書』¹⁹⁾、

天平10)。かれは在地名「大磯」に姓（直カ）を付した有力者の私有民である。大磯氏は「武蔵」国造の姓氏が当地名を冠する笠原直であることも参考されるが、相武国造との関係は不明である。大磯の地が大規模横穴墓群のただ中にあることから、大磯氏が相武国造職に匹敵する勢力を維持していたことは疑いない。国府が建設された大住郡の譜代郡司は壬生直であることが判明しているが（『続日本後紀』、承和10年3月壬子条及び『日本三代実録』、貞観元年3月辛酉条）、相武国造の姓氏はいずれとも決めがたい。大磯（直）から壬生直への改姓も考慮に入れる必要がある。

多氷屯倉と同様に相武国造もまた、周辺勢力へ干渉の手を伸ばしている。「国造本紀」には令制相模国内に、相武国造の他に師長国造が記されている。師長国造も他の史書には表れないが、その本拠は、大山東南山麓の余綾郡磯長郷である。国造の本拠地が評に移行する場合は、国造名がそのまま評（郡）名に持ち越されることが多い。『常陸国風土記』によれば、新治・筑波・茨城・多珂の諸郡が国造の負名郡で、負名郡を分割して新たに再編した信太・行方・香島の諸郡は、まったく新しい名を付されている。これを踏襲すれば、師長国造の本拠地が含まれる評（郡）は、師長評（郡）となるはずだが、国造名とは関係のない余綾郡とされ、国造名はわずかに郷名にとどめられている。このことは、国造制から評制への移行過程において、師長国造領が大きく削減されたことを暗示していよう。とすれば、相武国造の成立期は評制への移行過程の第一段階に相当し、師長国造領の削減に深く関与していた可能性はあるだろう。たとえば、相武国造が軍事的な威嚇を伴って師長国造領の縮小を迫り、第二段階として大化年間に円満裡に余綾郡中の一郷として存続を許されたと想定することも可能である。このように、多氷屯倉と相武国造が在地社会の中央集権的（まだ律令制的と呼べる段階ではない）再編という大事業に最初の鋏を入れたことが考えられ、一方は屯倉とされ、もう一方は屯倉を管掌しながらも国造と呼ばれても、この時期に至っては、もはやさしたる違いはなくなっている。

上記の政治史的構図は、後の表現を使えば、相模中枢部と南武蔵が一体的な協体制を布いて、相模外縁部や北武蔵に蟠踞する「まつろわぬ」諸勢力と対峙する姿を呈している。しかしこのことから、7世紀末に完成される「武蔵国」や「相模国」の青写真を引き出すことにはまだ無理がある。大和王権の思惑が、上毛野君領の本貫を除外した東国西部という限定された地

域の集権的な王土化にあったことが理解されるのみである。

（4）活動ルート

6世紀前半、多摩川流域にまだ屯倉が設置されていない頃には、この地方から无邪志国へ通うルートは、東京湾東岸をWS-3から胸刺国（WS-2）へ陸路を取り、そこから荒川水運で比企・埼玉地方へ向かうコースが主流であった。やがて6世紀後半になり、橘花屯倉、さらに多氷屯倉が設置されて无邪志国との政治的な交流が活発になると、大きく迂回する従来の主要路はしだいに敬遠され、いっそう効率的な路線が求められるようになる。この時点で重要な中継点として浮上するのがWS-1である。橘花屯倉（WS-4）あるいは多氷屯倉（WS-5）から陸路でWS-1に直行し、そこから荒川を水行するコースが取られたであろう。しかし、WS-4あるいはWS-5からWS-1の区間は古墳ロードが存在しない。にもかかわらず、筆者はこの区間が南北交通の一時的な主要路線となっていたと考える。それはこの路線が政治路線であって、生活路線ではないので、沿線住民がいたって乏しく、かれらを支配する豪族層の墳墓＝古墳も量産される状況ではなかったこと、さらにこの路線が乏水性の高い武蔵野台地を縦断しているのも、そもそも当時の技術力では、水田耕作を主とする農業生産が定着できないという基本的問題を抱えているのである。

この路線も、多氷屯倉の重要性が増してくると、さらに再検討が迫られる。WS-4からWS-1へはなんら問題はないのだが、WS-5から无邪志国へ向かう場合は、WS-1の中継点は依然として迂回路になるのである。そこで、WS-5から无邪志国南端のWN-15へ陸路で直行する最短ルートが開発された。後の東山道武蔵路の主要部分である。この路線は多氷屯倉の整備事業の一環と考えられるので、その開発は7世紀初頭には着手され、その中葉には開通していたであろう。兵力の大量移動を前提にしたその道路は、当然広幅でより直線的に計画造営されたはずである。比企型坏を多摩地方に持ち込んだ人々の中には、その造成工事に駆り出された者も少なくなかったであろう。

このルートの出発点は交差点jである。そこからWS-5に達しWN-15を経由してWN-13に到達して无邪志国中枢と接触するわけだが、政治的に選定されたこのルートはまだその先があった。前項では相模・武蔵間の交通に重点を置いたが、関連ルートはその北方に及び、无邪志領内からは既成の南北9号線・東西5号

線を上毛野領内の緑野屯倉・佐野屯倉（金井沢碑・山ノ上碑）にまで達しているのである（第4図）。

（5）屯倉をつなぐ道

いままでの叙述からも察しられるように、この沿線には屯倉が多い。南から指摘していこう。平塚市西端には、推古朝に設置されたとおぼしい屯倉があり、横穴墓群の集積地がある大磯町まで含めた範囲が相武国造の基盤である。多摩川流域には橘花屯倉があり、その上流に多水屯倉が設置された。武蔵野台地の彼方には、通説では武蔵国横見郡に比定される横湊屯倉があるはずである。しかし、横湊→横見の音転は納得がいかないので採用できない。その代案として、坂戸市東郊に大字横沼がある。荒川の支流、越部川に面する自然堤防上に占地している。横湊→横沼への変化ならば音義ともに矛盾をきたさないで、横湊屯倉の故地にふさわしいであろう。たしかにこの地は比企・入間郡の古墳密集地の入り口に位置し、大和王権からみれば異界への道の口に相当する関所を兼ねていたと考える。道の奥に関わる菊多関や白河関とまったく同じ意味を持ち、機能していたであろう。そこからは既成の在来道を改良しながら官道化して、无邪志国内を通過して上毛野領内に入り、緑野屯倉に至り、さらにルートは利根川を渡り、佐野屯倉で終着する。緑野屯倉は上野国緑野郡の母体であり、6世紀後半には成立していたとみられる。また佐野屯倉は群馬郡の南域、現高崎市佐野を故地として、推古朝に一括して設置された新屯倉のひとつであろう。

この政治的なルートが設計・開発された意図はもはや明白であろう。それは、①屯倉間の交通を安全で迅速なシステムに改善し、大和王権の指令を速やかに各屯倉に伝達するといった通信業務にあるのはもちろんだが、②個々の屯倉を強力に連結して物資や武器を融通することで、各屯倉はそれ自身を越える大和王権の大きな影響力を、周辺の在地勢力に発揮することができる。さらに、③在地における万一の状況に対処するため、大和王権から派遣された大規模な軍隊を通過させるに耐える、広幅で、なるべく直線的な道路の建設が望まれたのである。この時期における計画的な道路建設は、相模平野・武蔵野台地に係る範囲に限定されていたであろう。④相模湾から佐野屯倉を結ぶルートは、②・③の指摘をふまえれば、大和王権が自由に物資や人員を海から群馬郡域の佐野屯倉まで、支障なく運送できることを意味する。そのことは、やがて同郡に国府が定められることになる上毛野国中枢の伝統

の本宗家に打ち込まれた決定的なクサビとなった。ともあれ、この計画が6世紀末から7世紀初頭という時期に実行に移されたことによって、大化年間に始まる評制移行が、大きな支障をきたさずに実行されたと筆者は考える。

（6）渡来民の入植事業

この路線のもうひとつの特徴は、朝鮮半島からの渡来民がその沿線に大量に遷住・定着せられたことにある。その具体相を南から追跡していこう。

まず南部の状況である。神奈川県大磯町北東の花水川沿岸には大字高麗（旧高麗村）なる地名が遺されている。多摩川流域に移ると、武蔵国橘樹郡に飛鳥部吉志五百国が記録され（『続日本紀』、神護景雲2年6月癸巳条）、多摩郡には泊江郷が所在し（『倭名類聚抄』）、現在にも東京都泊江市として名跡をとどめている。また聖武朝には多摩郡鴨里に吉志大麻呂が記録されている（『日本霊異記』、中巻第三）。ただし、鴨里（郷）は『倭名類聚抄』には見えず、その間に名称変更が行われたと想定され、所在不明である。

続いて中部の様相について。持統朝の前半の施政で投化（渡来）人を東国へ移送する事例が目立っている。持統元年（687）3月から4月にかけて、高麗人56人を常陸国へ、新羅人14人を下野国へ、新羅の僧・百姓22人を武蔵国へ等（『書紀』）、この頃から渡来人の東国への入植が本格化したと思われる。その流れは霊亀2年（716）5月にいたり、駿河・甲斐・上総・下総・常陸・下野に分散配置された高麗人1,799人を武蔵国に移送して、高麗郡を新置したことでピークを迎える（『続日本紀』）。その後も天平宝字2年（758）8月には武蔵国内の閑地に新羅郡（後の新座郡）が新設されて、新羅僧尼や男女が移されている（同）。その北方の男衾郡では郡大領として壬生吉志福生の名が見えている（『続日本後紀』、承和12年3月己巳条）。男衾郡は武蔵野台地と並ぶ乏水性の高い高燥台地の櫛引台地を抱える未墾地域であった。おそらく大和王権は、この地に吉士（志）集団を指導者に仕立て、諸他の渡来民を強制的に移住せしめて不毛地の開発を図ったのであろう。

北部の上毛野領内では、緑野屯倉周辺に渡来民の集住が顕著で、渡来民に関わる二つの評（郡）がある。上野国甘楽郡は緑野郡に西接し、カラ（韓→甘楽）ノコホリから出発している。『続日本紀』に建郡記事がみえないことから、大宝令施行以前には成立していたであろう。天平神護2年（766）5月には上野国在住

の新羅人193人に吉井連が賜姓されており（『続日本紀』）、早くから新羅人を主とする渡来民が集住していたことが理解される。吉井は地名で、群馬県多野郡吉井町を故地とし、旧甘楽郡に属している。また多胡郡は、和銅4年（711）3月に甘楽郡4郷・緑野郡1郷・片岡郡1郷を割いて建郡されている（同）。元々緑野郡西域には甘楽郡を中心に多くの渡来民が定着していたが、甘楽郡の東半が分かれて新郡となったものである。

なぜこの沿線には渡来民が入植されたのだろうか。ひとえに渡来民の能力に期待していたのであろう。①まず沿線に点在する屯倉内の能吏ぶりが想定される。そこでは、吉備の白猪屯倉同様、田戸の戸籍や田籍が記録され、屯倉管内の武器収公が実施されたであろう。それはまさに、「大化改新」の地方政策の一部を先取りしたものである。②さらに、令制武蔵国内には古墳時代に不毛の未墾地として放棄されていた武蔵野台地・櫛引台地に、率先して6世紀末には吉士集団が配置された形跡がある。そこには吉士氏を指導者として諸他の渡来民が原野の開拓に勤しむ姿が彷彿されよう。渡来民には渡来民を以て統治する政策がうかがえる。③さらにこの政治ルートに沿った渡来民の分布状況は、おそらく偶然の結果であろうと筆者は考えるのだが、碓氷坂と足柄坂を以て東国（→坂東）の入り口とする、大和王権以来の律令国家の境界認識とかなり一致しているのである。この境界認識は6世紀には成立していたと考えられるが、大和王権はついに「東国」と蝦夷の居住地域を明確には識別できなかった。したがって、もしこうした結果に国家的意図を見いだそうとすれば、蝦夷なる異種族には渡来民なる異種族を以て、内国を保護する障壁としようとした政策がくみ取れるであろう。

Ⅲ. 展 望

今までの考察をふまえ、将来の研究針路の布石となる二つの問題を指摘して小論を閉じよう。第一に国造の新旧であり、第二に官道の創出事情とその盛衰について考えてみたい。

1. 国造の新旧問題

まず国造の新旧問題について。本論の叙述からひとしく国造と呼ばれても、そこには新旧の違いがあることが明らかになった。旧国造とは5世紀にはすでに成立しており、筑紫・吉備・尾張・毛野等の国造を指す。かれらは大和王権との身分的な近さから、しばしばトラブルを引き起こしたが、大和王権は結局かれらを滅

亡させることができなかった。その程度にこれらの旧国造は政治的・軍事的に強力な存在であった。それに対して新国造とは、小論との関わりからは武社国造や相武国造を指す。かれらは旧国造と異なり、在地の伝統的な勢力ではなく、大和王権からの派遣官か、王権によって著しくロボット化された中小の在地首長であった。旧国造が5世紀にはすでに存在し、その領内にいずれも古式古墳を伴っていることから、3～4世紀の大和王権成立時点の地域連合の一翼を担った勢力であるのに対し、新国造は6世紀後半から末に設定され、在地の伝統的な政治環境とは無関係に大和王権からの指示を受け、周辺の政治環境を再編成する役割を担わされたのである。ここでは新旧国造と呼び分けているが、一案として新国造の設定された時期に、旧国造もはじめて国造職に任命されたと考えることもできる。

それはともかく、このような新旧国造の中間的な時期に成立あるいは設定された国造が存在する。小論の対象範囲たる東国に即して指摘すれば、下毛野国造と无邪志国造である。下毛野国造は「国造本紀」にあるように、仁徳朝に毛野国が上下に分かれて設定され、その初祖は豊城命四世孫の奈良別とされている。上毛野国の母体は毛野国であるから、下毛野国はそれから新たに分枝した新興国造であろう。それが仁徳朝の出来事とするのは疑わしいが、6世紀後半よりも遡ることは認められよう。また无邪志国造は安閑紀元年（531）に、大和王権派と上毛野君派に分裂した内紛事件が記されている。この事件を契機に无邪志国造が設定されたと考えられるが、筆者はその実年代を埼玉古墳群との関係から、安閑朝ではなく雄略朝の5世紀後半に比定する²⁰。これら二国造は旧国造よりは成立が新しく、新国造よりはその歴史が古いということになるであろう。

中間期に成立したこれらの国造は、新国造よりはる大和王権に対して自立的であるが、かといって旧国造ほどの伝統と勢力基盤は持ち合わせてはいない。その性格付けを考える際には、中間期国造が大和王権と分枝母体—この場合は上毛野国—とどちらに親近的であったかが課題となるであろう。その度合いによって、大和王権の統治機構が列島社会の中央集権化に対して、より停滞的かより進歩的かを判断する重要な目安になると考えられる。

2. 官道の創出とその盛衰

前章において、大和王権が造営した二本の道路とそ

の道筋を考察した。それは『延喜式』に示された駅路をたどるコースとは大幅にずれていたり、一部では整合していたが、これらの道路は奈良時代や『延喜式』の駅路が官道とされているのと同様に官道である。その造営主体が大和王権であろうと律令国家であろうと、中央政権の国家事業として営まれた以上、ひとしく官道と呼ぶほかない。

すなわち官道の淵源は、律令国家を遡り大和王権の時代に端を発する。前章で考察した相武の王権道に注目してほしい。そこでは王権道に沿って、屯倉が処々に点在している。個々の屯倉はそれなりに建立の沿革を持ち、王権の必要上設置されたのだが、一本の道でつながれてみると、新たな機能が負荷されることになる。大和を発した王権の使者は、海上から相模国府近在の屯倉に旅装を解き、休養をとった後に、王権道の諸屯倉に勅命を伝達しながら北上を続け佐野屯倉に達する。このルートを踏襲する使者の行旅は、王権道の成立以来、建評政策の盛行期に至るまで頻繁に実行されたはずである。相模国府近在の屯倉から佐野屯倉までの交通手段は、当然馬が使用された。始発から終点までは一日行程を大きく上まわるであろう。とすれば、途中のどこかで休息・宿泊の便宜が必要になる。その業務は、中間に点在する諸屯倉に委ねられたのではなかろうか。すなわち相模国府近在の屯倉を出発した使者は、日没前に最寄りの屯倉で宿泊し、翌日は馬を替えて北上を続ける。復路も同様であろう。そこに展開される屯倉の機能は、後の駅家となんら異なる。使者を受け入れる屯倉は、使者の宿泊設備を整え、乗り継ぎ用の馬も飼養して常備しておくのである。律令制の導入によって駅家が七道に設置される以前に、駅家に等しい業務を屯倉が担っていた。これは推古朝のはなしであり、当時のすべての屯倉がそのような任務を負っていたというのではない。条件に恵まれた相武王権道沿線の諸屯倉が、先駆的なモデルケースとなって、唐令を継受する際に修正を施して、日本の実情にあわせるための参考事例の役割を果たしたと考えるのである。

このように考えると、官道の変遷過程は次のような五段階に分かたれるであろう。

- 黎明期：6世紀後半から推古朝前期
- 拡充期：「大化改新」から天智朝
- 完成期：天武朝から平安時代前期
- 衰微期：平安時代中・後期
- 転生期：鎌倉時代以降

黎明期は大和王権が中央集権化の第一歩を印した時期で、集権化の妨げとなる地方豪族に対処するため、海路を活用して大量の兵員を輸送したのであろう。それは朝鮮半島への度重なる渡海経験が生かされたものである。長距離の陸上輸送路がまだ整備されないこの時期には、目的地の最寄りの海岸までは海路が陸路よりも優先されたと考えられる。またこの期には海岸から目的地までは、兵員輸送のために大和王権が自ら広幅道路を造成した。

拡充期は評が全国的に設置される時期で、それに伴って評と評をつなぐ道路が整備されたであろう。評の役所が成立していれば、役所間の連絡網の形成が急がれた。なお評の上位機構の国は、この時期にはまだ出そろわず、その境域も不安定であった。したがって都から地方の国や評をめざす陸上ルートも不十分であったと考えられる。評や国が整備されるにつれて官道の陸路優先化が促進されていった。

完成期には律令制が本格的に整備され、令制国がほぼ固定化された時期である。諸国を7方面に分類する施策とともに、都と国府をつなぐ長距離主要道が整備され、駅伝制も最盛期を迎えた。奈良時代の後半になると駅の改廃が目立ち、駅伝制の維持にかけりがみえはじめる。

衰微期は伝馬制が消滅し駅家の維持もままならず、官道の維持・保全が行き詰まった時期である。この時期に『延喜式』が編纂され、駅路の全国網が明らかになったが、登載された駅名は同時代のものではなく、平安前期の駅路網の引き写しであった。同時代の実態は『更級日記』にみるように、受領層は駅を使用することなく、赴任地への行旅は郎党を引き連れて野宿するありさまであった。

転生期は政権が幕府方に移譲されたこともあって、官道に点在する駅家も廃止され、それに代わって抬頭したのが宿である。それは街道沿いに設置されたもっぱら民間経営の宿泊施設で、官吏に限らず民間人一般の休息・宿泊に供されたのである。七道のうち不人気の官道は廃れてしまった（たとえば東山道）。しかし幕府が鎌倉に作られたために、京・鎌倉間の往来は前代よりも活発になり、東海道は東くだりの公家・僧侶や京都大番役に向かう武家等で賑わいをみせた。一方東国では各地から鎌倉に向かう鎌倉街道が開発され、武家の興隆とあわせて、中世的社会が形成されていった。

注

- 1) 1948 井上光貞「大和国家の軍事的基礎」『日本古代史の諸問題』
- 2) 1966 岸俊男「光明立后の史的意義」『日本古代政治史研究』
- 3) 1985 佐伯有清「丈部氏および丈部の研究」『日本古代氏族の研究』
- 4) 1958 直木孝次郎「政治史上の推古朝」『日本古代国家の構造』
- 5) 1966 岸俊男「防人考」『日本古代政治史研究』
- 6) 1978 丸子亘他『城山第一号前方後円墳』（香取郡小見川町教育委員会）
- 7) 2007 雨宮龍太郎「古代東国の交通網—古墳時代の水運ルートの復原—」『研究連絡誌』第68号（（財）千葉県教育振興財団）
- 8) 1987『房総における古墳時代後期土師器の年代と地域性』（第6回総括シンポジウム資料集）
- 9) 1988 平野雅之他「千葉県木更津市花山遺跡（本文編）」（（財）君津郡市文化財センター）
- 10) 1962 竹内理三編『寧楽遺文』中巻
- 11) 1978 大脇保彦「上総国」藤岡謙二郎編『日本古代の交通路』I
- 12) 1903 吉田東伍編『大日本地名辞書』板東編
- 13) 1975 池田源太「物部・中臣二氏の居地に依る交友関係の可能性」『日本書紀研究』第8冊
- 14) 1985 志田諄一「物部連」『古代氏族の性格と伝承』
- 15) 前掲7)
- 16) 2006 雨宮龍太郎「无邪志国造と埼玉古墳群」『埼玉の考古学』II（埼玉考古学会）
- 17) 1989 水口由紀子「いわゆる“比企型坏”の再検討」『東京考古』7
- 18) 1991 加藤修「武蔵の胴張り複室墳について」『研究論集』X（東京都埋蔵文化財センター）
- 19) 1953 松島順正「正倉院古裂銘文集成」『書陵部紀要』第3号
- 20) 前掲16)